第1章 絵則

1 目的

浄化槽の構造、設置、丁事及び維持管理についての指導に必要な事項を定めることに より、浄化槽行政の円滑な運営を図り、あわせて生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与 することを目的とする。

現 行

2 用語の定義

- (1) 浄化槽設置者 浄化槽を設置しようとする者又はしている者をいう。
- (2) 浄化槽管理者 次に掲げる者をいう。
 - ア 浄化槽設置者が、引き続き浄化槽の所有者である場合には当該所有者
 - イ 浄化槽設置者に変更があった場合には、その浄化槽の承継者
 - ウ 分譲団地においては、分譲契約で定められた者
 - (浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者を除く。)
- (3) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 し尿と併せて雑排水(工場排水,雨水,その他の特殊な排水を除く。 を処理する浄化槽をいう。
- (5) 使用開始検査 <u>浄化槽法(</u>昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第7条に規 定する水質に関する検査をいう。
- (6) 定期検査 法第11条に規定する水質に関する検査をいう。

(7) 維持管理 浄化槽の使用,保守点検及び清掃をいう。

3 関係者の責務

(1) 浄化槽設置者及び浄化槽管理者

関係法令及びこの事務取扱要領(以下「関係法令等」という。)に基づいて、常に浄化槽 を自らの責任において適正に維持管理するものとする。また、既存単独処理浄化槽を使 用する者は合併処理浄化槽の設置に努めなければならないものとする。

(2) 浄化槽製造業者

法第13条の規定に基づく浄化槽を製造し、また、浄化機能及び耐久性のすぐれた浄 化槽の供給に努めるとともに、製造販売した浄化槽が適正に設置、工事及び維持管理 されるよう関係者に周知徹底させるものとする。なお、県内で浄化槽を設置するため、 浄化槽を販売しようとする浄化槽製造業者は、その販売代理店名簿を添付の上、社団法 人鹿児島県環境保全協会を経由して、浄化槽の販売に関する届出書(別記第1号様式)に より知事に届け出るものとする。

第1章 絵訓

1 月的

浄化槽の構造、設置、工事及び維持管理についての指導に必要な事項を定めることに より、浄化槽行政の円滑な運営を図り、あわせて生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄 与することを目的とする。

改 正(室)

2 用語の定義

- (1) 浄化槽設置者 浄化槽を設置しようとする者をいう。
- (2) 浄化措管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権原を ・指導監督要領と統一。 有する者をいう。
- エ 浄化槽設置者との契約により管理を委託された者、又は当該管理に権原を有する者 (3) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定 ・浄化槽法第2条の定義のとおりとする。 するし尿と併せて雑排水(工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を除く。)を処理する設 ・ただし書きは、平成12年法改正附則第2条の既存単独 備又は施設(合併処理浄化槽)をいう。ただし既存のし尿のみを処理する設備又は施し処理浄化槽に係る経過措置に準じた文言とする。 設(単独処理浄化槽)についても浄化槽とみなし、この事務取扱要領が適用されるも のとする。
 - (4) 使用開始検査 法第7条第1項に規定する水質に関する検査をいう。
 - (5) 定期検査 法第11条第1項に規定する水質に関する検査をいう。
 - (6) 法定検査 使用開始検査及び定期検査を総称していう。
 - (7) **ガイドライン検査** 環境省の「浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成14年2月改 定版) | に基づく検査をいう。
 - (8) 基本検査 「鹿児島県浄化槽効率化検査ガイドライン(令和元年12月制定)」(以 下,「浄化槽効率化検査ガイドライン」という。)に基づくガイドライン検査を簡略 化した検査をいう。
 - (9) 採水員検査 浄化槽効率化検査ガイドラインに基づく指定採水員等による検査をい
 - (10) 電磁的記録 電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。
 - (11) 浄化槽情報共有システム 法第49条に規定する浄化槽台帳に位置付けるもので、設 置情報、法定検査の結果、その他浄化槽管理に関する情報を各行政機関、指定検査機 関(法第57条第1項の規定により知事が指定した者をいう。以下同じ。),浄化槽保守 点検業者及び浄化槽清掃業者で電磁的記録により共有できるシステムをいう。
 - (12) 維持管理 浄化槽の使用,保守点検及び清掃をいう。

3 関係者の責務

(1) 浄化槽設置者

関係法令及びこの事務取扱要領(以下「関係法令等」という。)に基づいて、浄化槽を適正 に設置するものとする。

(2) 浄化槽管理者

関係法令等に基づいて、常に浄化槽を自らの責任において適正に維持管理するものと する。また、単独処理浄化槽を使用する者は合併処理浄化槽の設置に努めなければなら ないものとする。

(3) 浄化槽製造業者

法第13条の規定に基づく浄化槽を製造し、また、浄化機能及び耐久性のすぐれた浄 化槽の供給に努めるとともに、製造販売した浄化槽が適正に設置、工事及び維持管理さ れるよう関係者に周知徹底させるものとする。なお、県内で浄化槽を設置するため、浄 化槽を販売しようとする浄化槽製造業者は、その販売代理店名簿を添付の上、公益財団 法人鹿児島県環境保全協会を経由して, 浄化槽の販売に関する届出書(別記第1号様式) により知事に届け出るものとする。

- 浄化槽管理者と明確に区別する。

改正理由

- 法の条項にあわせる。
- 法の条項にあわせる。
- 使用開始検査、定期検査をくくった法定検査という言葉 を定義する。
- ・ガイドライン検査、基本検査、採水員検査について、後 段で規定があるので、ここで定義する。
- ・別途制定する「鹿児島県浄化槽効率化検査ガイドライン に基づき定義する。
- 検査員も採水員検査を行うため。
- ・浄化槽情報共有システムの導入に伴い定義する。
- ・浄化槽情報共有システムの導入に伴い定義する。
- ・ 浄化槽法改正に伴い、 当該システムを浄化槽台帳に位置
- 浄化槽設置者と浄化槽管理者の責務を明確に区分する。

名称を現在の名称にする

現 行

(3) 浄化槽工事業者

県内で浄化槽工事業を営む者は、知事の登録又は届出をし、浄化槽設備士の実地の監督 の下に浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生 省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)第1条に規定する技術上の基準、及びこの 事務取扱要領の工事基準に従い、適正な工事を行うとともに、浄化槽設置者及び浄化槽管 理者に浄化槽の使用方法、及び維持管理の方法について指導を行うものとする。

(4) 浄化槽保守点検業者

県内で浄化槽保守点検業を営む者は、知事の登録を受け、環境省関係浄化槽法施行 規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。)第2条に規定する技術上の 基準、及び関係法令等に基づいて浄化槽の機能を正常な状態に維持し、所定の水質を確 保するために必要な点検調整、又はこれらに伴う修理を行うとともに、浄化槽設置者及 び浄化槽管理者に浄化槽の維持管理について指導を行うものとする。

(5) 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者は、管轄する市町村長の許可を受け、環境省令第3条に規定する技 術上の基準及び関係法令等に基づいて清掃を行うものとする。

4 書類の提出先

第3章以降に規定する設置手続き等に係る地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁、 建築主事への必要書類の提出先及び事務処理機関については、第7章別表に掲げるとおり とする。

第2章 權治基準等

第1節 横浩

浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」(昭和55年建設省告示第1292号)の規定 又は国十交通大臣の認定を受けたものによるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般構造

- ア 浄化槽を地下上屋式又は全地下二重スラブ式の構造とする場合は、維持管理作業上 支障のないような空間を確保し、換気を十分行えるようにするとともに、必要な照 明設備を設けること。
- イ 浄化槽の上スラブ上端は、原則として地盤面より3cm以上高くするなど、雨水等の 流入防止対策を講ずること。
- ウ 浄化槽の土かぶりの厚さは30cm以下とすること。ただし、維持管理のための作業ビ ット(グレーチングを設ける等. 落下防止のための必要な措置を講ずること。)を設け たもの、点検用開口部を十分大きくしたもの等で、維持管理上支障のない場合はこ の限りではない。
- エ 工場生産浄化槽で通常の土圧以外の外圧等を受ける可能性のある場合は、原則とし て外周を鉄筋コンクリート造の躯体で保護すること。
- オ 工場生産浄化槽の基礎は、厚さ10cm以上の砂利敷きと厚さ10cm以上のコンクリート 盤からなる底盤、又はそれと同等以上の効力があるものとすること。
- カ 工場生産浄化槽の上部は、原則としてコンクリート製のスラブで保護すること。
- キ 工場生産浄化槽以外の浄化槽(以下「現場打浄化槽」という。)とする場合は、鉄筋コ ンクリート造とし、槽の内部を厚さ2cm以上の防水モルタルで仕上げ、又はこれと 同等以上の効力があるものとするとともに、附属する配管等を含め漏水しない構造 とすること。
- ク 現場打浄化槽には容易に確認できる位置に浄化槽の処理方式、処理能力、工事業者 名及び設置年月日を明示した耐食性の標示板等を脱落しないように取り付けること。

(2) 通気及び排気

通気及び排気が必要な場合には、十分な能力を備えた通気及び排気の装置を設けるこ ے کے

改 正 (室)

県内で浄化槽工事業を営む者は、知事の登録又は届出をし、浄化槽設備士の実地の監督 の下に浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生 省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)第1条に規定する技術上の基準並びにこの 事務取扱要領の工事基準に従い、適正な工事を行うとともに、浄化槽設置者及び浄化槽管 理者に浄化槽の使用方法及び維持管理の方法について助言を行うものとする。

(5) 浄化槽保守点検業者

(4) 浄化槽工事業者

県内で浄化槽保守点検業を営む者は、知事の登録を受け、浄化槽管理者からの委託に より、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という 。) 第2条に規定する技術上の基準及び関係法令等に基づいて浄化槽の機能を正常な状態 に維持し、所定の水質を確保するために必要な点検調整又はこれらに伴う修理を行うとと もに、浄化槽管理者に浄化槽の維持管理について助言を行うものとする。

(6) 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者は、管轄する市町村長の許可を受け、浄化槽管理者からの委託により ることを追記 ,環境省令第3条に規定する技術上の基準及び関係法令等に基づいて清掃を行うものとす る。

4 書類の提出先

第3章以降に規定する設置手続き等に係る地域振興局保健福祉環境部等(浄化槽関係 読み替えについて明記 事務の権限が移譲されている市町村(以下「権限移譲市町村」という。) にあっては市町 村、以下同じ。)、特定行政庁、建築主事への必要書類の提出先及び事務処理機関につい ては、第7章別表に掲げるとおりとする。

第2章 構造基準等

第1箭 權浩

1 浄化槽の構造は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定に基づく「屎尿 1 浄化槽の構造は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定に基づく「屎尿 浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」(昭和55年建設省告示第1292号)の規定 又は国土交通大臣の認定を受けたものによるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般構造

- ア 浄化槽を地下上屋式又は全地下二重スラブ式の構造とする場合は、維持管理作業上 支障のないような空間を確保し、換気を十分行えるようにするとともに、必要な照明 設備を設けること。
- イ 浄化槽の上スラブ上端は、原則として地盤面より3cm以上高くするなど、雨水等の 流入防止対策を講ずること。
- ウ 浄化槽の土かぶりの厚さは30cm以下とすること。ただし、維持管理のための作業ピ ット(グレーチングを設ける等、落下防止のための必要な措置を講ずること。)を設け たもの, 点検用開口部を十分大きくしたもの等で, 維持管理上支障のない場合はこの 限りではない。
- エ 工場生産浄化槽で通常の十圧以外の外圧等を受ける可能性のある場合は、原則とし て外周を鉄筋コンクリート造の躯体で保護すること。
- オ 工場生産浄化槽の基礎は、厚さ10cm以上の切込砂利又は切込砕石と厚さ10cm以上の ・国土交通省の公共建築工事標準仕様書の表記に合わせる 鉄筋コンクリート盤(配筋D10-@200シングル以上)からなる底盤、又はそれと同等以 ため。(建築課と協議済み) 上の効力があるものとすること。
- カ 工場生産浄化槽の上部は、原則としてコンクリート製のスラブで保護すること。
- キ 工場生産浄化槽以外の浄化槽(以下「現場打浄化槽」という。)とする場合は、鉄筋コ ンクリート造とし、槽の内部を厚さ2cm以上の防水モルタルで仕上げ、又はこれと同 等以上の効力があるものとするとともに、附属する配管等を含め漏水しない構造とす ること。
- ク 現場打浄化槽には容易に確認できる位置に浄化槽の処理方式、処理能力、工事業者 名及び設置年月日を明示した耐食性の標示板等を脱落しないように取り付けること

(2) 通気及び排気

通気及び排気が必要な場合には、十分な能力を備えた通気及び排気の装置を設けるこ

- 改正理由
- ・工事業者は指導する立場ではないから、助言とする。
- ・ 文言の修正
- ・浄化槽の保守点検は管理者からの委託に基づいて行うも のであることを追記
- 浄化槽設置者と浄化槽管理者を区分。
- ・指導する立場ではないから、助言とする。
- ・浄化槽の清掃は管理者からの委託に基づき行うものであ
- ・浄化槽関係事務の権限が市町村に移譲されている場合の

現 行

(3) ポンプ

ア 流入、放流又は移流をポンプ方式で行う場合は、それぞれ、ポンプ2台以上設置す

イ 2.2kw以上のポンプは、必要に応じてガイド着脱型とすること。

(4) 警報装置

自然流入及び自然流出方式以外の浄化槽で処理対象人員51人以上の浄化槽にあって は、異常水位警報装置を設置すること。なお、警報装置の設置場所は、警報内容がすみ やかに認知される場所とすること。

(5) 材料及び機器類

ア 材料及び機器類は、日本工業規格(JIS)に適合するもの又はこれと同等以上の効力 があるものを使用すること。

イ 材料及び機器類は、耐久性、耐食性等の優れた構造のものとし、かつ維持管理が容 易に行えるものとすること。

(6) マンホール(開口部)

流入管、流出管又はバッフルの上部には、開口部を設けるとともに、浄化槽内の維 持管理を適切に行うため、各槽及び各室に1個以上(原則として4㎡ごとに1個以上)の 開口部を設け、当該開口部には密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で作られたマン ホール蓋を設けること。

- 2 現場打浄化槽は、県土木部建築課の構造審査を受けるものとする。ただし、建築基準法 2 現場打浄化槽は、県土木部建築課の構造審査を受けるものとする。ただし、建築基準 |防止するため文言を追加する。 第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。
- 3 前号の構造審査を受けようとする者は、浄化槽構造審査願(別記第2号様式)及び浄化槽 構造審査通知書(別記第3号様式)に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて県土木部建築課 の建築主事に提出するものとする。
- (1) 処理対象人員の計算書
- (2) 日平均汚水量の計算書
- (3) 有効容量計算書及び設計容量計算書
- (4) 主な設備及び各機器の仕様書
- (5) 構造計算書
- (6) 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(主要構造部の寸法を明記)
- (7) 構造図
- (8) 送風機室の平面図及び断面図
- (9) 建築物の平面図及び配置図(浄化槽の位置を明記)
- (10) 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1㎡につき50kNを超える場合は、原則とし て提出)

第2節 設計基準

1 処理対象人員の算定

処理対象人員は、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(TISA33 02)」によるほか、「鹿児島県浄化槽設計・施工ガイドブック」(2004年版監修鹿児島県土 木部建築課編集社団法人鹿児島県環境保全協会。以下「ガイドブック」という。) によるも のとする。

2 汚水量及びBOD負荷量

浄化槽の計画水量及び水質は、ガイドブックの「算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度 参考値、排水時間 | 一覧表の値によるほか、対象建築物における過去の汚水量若しくは水 質の実測データ又は類似の建築用途の施設若しくは近隣の類似施設のデータを参考とす るものとする。

3 油脂分離槽の設置

水量に応じた油脂分離槽を設けるものとし、その構造及び容量等については、ガイドブ ックの「油脂分離槽の設置について」によるものとする。

改 正 (室)

ア 流入、放流又は移流をポンプ方式で行う場合は、それぞれ、ポンプ2台以上設置し ・浄化槽適正工事マニュアルに記載のとおり , 自動交互運転とすること。

イ 2.2kw以上のポンプは、必要に応じてガイド着脱型とすること。

(4) 警報装置

(3) ポンプ

自然流入及び自然流出方式以外の浄化槽で処理対象人員51人以上の浄化槽にあって は、異常水位警報装置を設置すること。なお、警報装置の設置場所は、警報内容がすみ やかに認知される場所とすること。

(5) 材料及び機器額

ア 材料及び機器類は、日本産業規格(JIS)に適合するもの又はこれと同等以上の効力 ・2019年7月の法改正に伴う修正 があるものを使用すること。

イ 材料及び機器類は、耐久性、耐食性等の優れた構造のものとし、かつ維持管理が容 易に行えるものとすること。

(6) マンホール (開口部)

流入管、流出管又はバッフルの上部には、開口部を設けるとともに、浄化槽内の維持 管理を適切に行うため、各槽及び各室に1個以上(原則として4㎡ごとに1個以上)の開 口部を設け、当該開口部には密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で作られたマンホ ール蓋を設けること。

また、蓋は一人で容易に開閉できる形状及び寸法、重量とすること。

- 法第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。
- 3 前号の構造審査を受けようとする者は、浄化槽構造審査願(別記第2号様式)及び浄化 槽構造審査通知書(別記第3号様式)に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて県土木部建 築課の建築主事に提出するものとする。
- (1) 処理対象人員の計算書
- (2) 日平均汚水量の計算書
- (3) 有効容量計算書及び設計容量計算書
- (4) 主な設備及び各機器の仕様書
- (5) 構造計算書
- (6) 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(主要構造部の寸法を明記)
- (8) 送風機室の平面図及び断面図
- (9) 建築物の平面図及び配置図(浄化槽の位置を明記)
- (10) 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1㎡につき50kNを超える場合は、原則とし て提出)

第2節 設計基準

1 処理対象人員の算定

処理対象人員は、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(ITSA33 なるため、最新版という言葉で表現する。 02)」(以下, 「人員算定基準」という。)によるほか, 最新の「鹿児島県浄化槽設計・ 施工ガイドブック」(鹿児島県土木部建築課監修。以下「ガイドブック」という。)による ものとする。

2 汚水量及びBOD負荷量

浄化槽の計画水量及び水質は、ガイドブックの「算定単位当たりの汚水量及びBOD | 分に検討することを明示する。ガイドブックP1の1.2 濃度参考値,排水時間 | 一覧表の値によるほか,対象建築物における過去の汚水量若し くは水質の実測データが存在する場合は、これを参考とすることができる。また、類似 の建築用途の施設若しくは近隣の類似施設のデータを参考とする場合は、その妥当性を 十分に検討した上で用いるものとし、安易にデータを流用してはならない。

3 油脂分離槽の設置

飲食店や業務用厨房設備を設ける場合など油脂排出量が多い施設には、厨房排水の汚 □(1) 飲食店、寮、学校等の厨房施設の排水は、油脂類排出量が多いため、浄化槽に油脂分 □より、より詳細に示すことで、適切な油脂分離槽の設置を 離槽を前置すること。

改正理由

・保守点検作業は通常1人で行われることから、作業安全 の観点からも、保守点検作業が容易にできない蓋の設置を

- 年度版を記載すると最新版が出るたびに改正することに
- ・社団法人は今後最新版が出されるときは公益財団法人と なるので、それまでもそれからも通用するように省く
- 類似施設のデータを参考とする場合は、その妥当性を十 の(3)を参考。(浄化槽を小さくするために、安易に類似施 設のデータを用いて設計する例が見られるので、 防ぐため に追加する。)

ガイドブックの「油脂分離槽の設置について」記載内容 促す。(鹿児島市浄化槽指導要綱より転載)

現 行 改 正 (室) 改正理由 (2) 油脂分離槽の構造は、3室程度に区分し、浮上油脂分が流失しない構造とすること

- この場合に、排出管は槽水深の2分の1程度まで立ち下げて、中間水を有効に浄化槽に 移流できる構造とすること。 (3) 油脂分離槽に油脂類の貯留を妨げるような攪拌・散気装置、電気分解装置、薬品等注
- 入装置、その他の装置を付加することは、油脂分離槽の構造として認められない。ただ し、これらの装置を設けても浄化槽に機能障害が発生しないことを証する資料等が特定 行政庁又は建築主事に提出された場合は、この限りでない。
- (4) 油脂分離槽の構造及び容量等については、ガイドブックの「油脂分離槽の設置につい」クで定める。 て」によるものとする。

・算定式は、今後建築課と協議して設計・施工ガイドブッ

4 その他

- (1) 病院の検査室、研究所の実験室、温泉等の排水で、浄化槽の生物化学的処理にとっ て有害な物質を含む排水については、別途処理すること。
- (2) 処理対象人員が101人以上の場合は、原則として流量調整槽付の構造とすること。

第3節 水質基準

浄化槽の排出口における水質基準は、表1によるものとする。

は表2に掲げる処理対象人員(建築物の一部について汲み取り便所を設置する場合においては、 当該部分に係る処理対象人員を含む。以下同様とする。)の区分によるものとする。

ただし、知事が水質の汚濁防止のため必要と認めるときは、別途指示するものとする。

表 1

水質(BODmg/リットル)	大腸菌群数(個/cm³)
20以下	3,000以下

乗り

処理対象	人員	水質(BODmg/リットル)	大腸菌群数(個/cm ³)
50 L 01 T	単独	90以下	
50人以下	合併	20以下	3,000以下
500人以下		60以下	
501人以上		30以下	

4 その他

- (1) 病院の検査室、研究所の実験室、温泉等の排水で、浄化槽の生物化学的処理にとっ ・流量調整槽が必要な施設の基準は、処理対象人員ではな て有害な物質を含む排水については、別途処理すること。
- (2) 流入変動の大きい施設については、原則として流量調整槽付の構造とすること。

第3節 水質基準

浄化槽からの放流水の水質基準は、表1によるものとする。

なお、平成18年1月31日以前に設置され、若しくは設置の工事が行われていた浄化槽について なお、平成18年1月31日以前に設置され、若しくは設置の工事が行われていた浄化槽について は表2に掲げる処理対象人員(建築物の一部について汲み取り便所を設置する場合においては、 当該部分に係る処理対象人員を含む。以下同様とする。)の区分によるものとし、昭和56年6月1日 ・現行では、昭和56年以前の水質基準は第5章第2節3の保 以前に設置された旧構造基準に基づく浄化槽については表3の区分によるものとする。

ただし、知事が水質の汚濁防止のため必要と認めるときは、別涂指示するものとする。

表1

水質(BODmg/ 0)	大腸菌群数(個/cm ³)
20以下	3,000以下

表 2

処理対象	人員	水質(BODmg/ 0 /)	大腸菌群数(個/cm ²)
so Luit	単独	90以下	
50人以下	合併	20以下	3,000以下
500人以下		60以下	
501人以上		30以下	

表 3

処理対象人員	水質 (BODmg/l)	大腸菌群数 (個/cm²)
100人以下	90以下	
101人から500人まで	60以下	3,000以下
501人以上	30以下	

- く施設の排水形態によるものである。(例:①大型の共同 浴槽が付いている「特老」や「社員寮、学生寮」、②排水 が休み時間に集中する学校、工場等)
- ・文言の整理
- 守点検についての留意事項に記載しているが、ここに表3 として集約する。
- 「リットル」は「Q | 標記に修正
- 「リットル」は「Q | 標記に修正

現 行

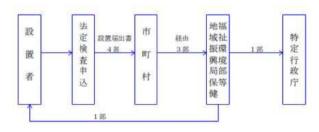
第3章 設置基準等第1節 設置手続

浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽工事に着手する前に、地域振興局保健福祉環境部等及び地域振興局保健福祉環境部等を経由して特定行政庁、建築主事又は建築基準法第7条の18に規定する指定確認検査機関(財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターに限る。)に提出するものとする。なお、法第57条に規定する指定検査機関が別に定める場所で使用開始検査及び定期検査の受検手続きを行った後、設置に係る以下の手続きを行うものとする。

1 浄化槽設置届出書. 浄化槽審査書

(1) 法第5条第1項の規定による届出の場合

ア 浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書(別記第4号様式)4部(市町村 ,地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁,設置者用)と2に掲げる図書2部(特 定行政庁,設置者用)を添付して市町村を経由し、地域振興局保健福祉環境部等に提 出し、受付確認(1部)を受け取るものとする。なお、特定行政庁には地域振興局保 健福祉環境部等から送付する。



イ 浄化槽の工事は、浄化槽設置届出書が受理された日から21日(工場生産浄化槽にあっては10日)を経過した後でなければ着手してはならない。なお、日数の算定に当たっては、地域振興局保健福祉環境部等が受付確認した日から起算するものとする。

第3章 設置基準等

第1節 設置手続

浄化槽設置者は、浄化槽工事に着手する前に、指定検査機関が別に定める場所で<u>法定検</u>査の受検手続きを行った後、設置に係る以下の手続きを行うものとする。

改 正 (室)

なお、既に設置されている浄化槽について、設置に必要な手続きが行われていない ことが判明した場合には、行政関係者(地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁及 び建築主事など)は浄化槽管理者に対して設置に必要な手続きを行うよう指導や助言 に努めるとともに、指定検査機関に情報提供を行うものとする。

1 浄化槽設置届出書, 浄化槽審査書

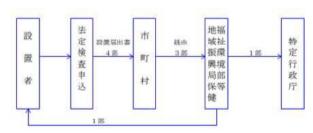
(1) 法第5条第1項の規定による届出の場合

ア <u>浄化槽設置者</u>は、浄化槽設置届出書(別記第4号様式)<u>を必要部数</u>と2に掲げる図書2部(特定行政庁、設置者用)を添付して市町村を経由し、地域振興局保健福祉環境部等に提出し、受付確認(1部)を受け取るものとする。

なお、権限移譲市町村の区域に設置する場合は、当該市町村へ提出する。

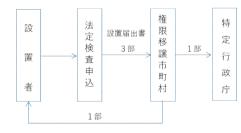
① 権限移譲市町村以外の区域に設置する場合

必要な浄化槽設置届出書は4部(市町村,地域振興局保健福祉環境部等,特定行政庁,設置者用)とする。特定行政庁には地域振興局保健福祉環境部等から送付する。



② 権限移譲市町村の区域に設置する場合

必要な浄化槽設置届出書は3部(権限移譲市町村,特定行政庁,設置者用)とする。特定行政庁には市町村から送付する。



イ 浄化槽の工事は、浄化槽設置届出書が受理された日から21日(工場生産浄化槽にあっては10日)を経過した後でなければ着手してはならない。なお、日数の算定に当たっては、地域振興局保健福祉環境部等が受付確認した日から起算するものとする。

- 改正理由
- ・提出先については、それぞれのパターン毎に記載するため、省略。
- 無届浄化槽に関する規定がないため追加する。
- ・ 文言の整理

・ 文言の整理

権限移譲市町村とそれ以外の手続きを分けて表示

現 行

(2) 建築基準法第6条(建築主事による確認)の建築確認申請による場合

ア 申請者は建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)4部(市町村、建築主事、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書2部(建築主事、設置者用)を添付して市町村を経由し、建築主事に提出するものとする。建築主事はその1部について建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。

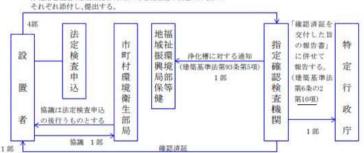


- イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。
- ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

(3) 建築基準法第6条の2(指定確認検査機関による確認)の建築確認申請による場合

ア <u>申請者</u>は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)5部(市町村,指定確認検査機関,特定行政庁,地域振興局保健福祉環境部等,設置者用)と2に掲げる図書3部(指定確認検査機関,特定行政庁,設置者用)を添付して市町村と協議し,指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。

浄化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正·副)に



イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

2 添付図書

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に添付する図書は、次のとおりとする。ただし、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に必要事項を記入できる図書については、添付を要しない。

改 正 (室)

(2) 建築基準法第6条(建築主事による確認)の建築確認申請による場合

ア <u>浄化槽設置者は</u>,建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)4部(市町村,建築主事,地域振興局保健福祉環境部等,設置者用)と2に掲げる図書2部(建築主事,設置者用)を添付して市町村を経由し、建築主事に提出するものとする。建築主事はその1部について建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。

冷化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正·副)にそれぞれ



- イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。
- ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

(3) 建築基準法第6条の2(指定確認検査機関による確認)の建築確認申請による場合

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)5部(市町村, 建築基準法第77条の18に規定する指定確認検査機関,特定行政庁,地域振興局保健福 祉環境部等,設置者用)と2に掲げる図書3部(指定確認検査機関,特定行政庁,設 置者用)を添付して市町村と協議し,指定確認検査機関に提出するものとする。指定 確認検査機関は,建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等 へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。

治化州事を主(大家確認統付用)は、世際確認「精声行し門)に それぞれ続付し、模型する。



イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

2 添付図書

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に添付する図書は、次のとおりとする。ただし、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に必要事項を記入できる図書については、添付を要しない。

寸量の整理

改正理由

・文言の整理

現 行 改 下(宏)

(1) 工場生産浄化槽

- ア 型式滴合認定書別添仕様書及び図面
- イ 処理対象人員の計算書
- ウ 日平均汚水量の計算書
- <u>エ</u> 浄化槽の周囲を鉄筋コンクリート造り等の構造物で確保する場合は、その構造図 及び構造計算書
- オ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- ____ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1㎡につき50kNを超える場合は,原則として提出)

(2) 現場打浄化槽

- ア 処理対象人員の計算書
- イ 日平均汚水量の計算書
- ウ 有効容量計算書及び設計容量計算書
- 工 構浩計算書
- オ 主な設備及び各機器の仕様書(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- カ 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- キ 構造図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ク 送風機室の平面図、断面図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ケ 建築物の平面図,配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- コ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1㎡につき50kNを超える場合は,原則として提出)
- サ 建築基準法第68条の26の規定により、構造方法について国土交通大臣の認定を受けたものについては、オ~クの県土木部建築課の審査済印の押印に替えて当該認定書の写し

3 市町村の経由

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては、市町村は、 次の事項について指導し、留意すべき事項があるときは、<u>設置者又は申請者</u>に意見を付す るものとする。

- (1) 生活排水処理計画に基づく指導
- (2) 合併処理浄化槽設置推進要綱等に基づく指導
- (3) 浄化槽整備事業に基づく指導
- (4) 放流先等その他

4 変更届等

浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする者は、次の手続を行うものとする。

(1) 浄化槽の構造又は規模の変更の場合

浄化槽の構造又は規模の変更((2)の軽微な変更を除く。)をしようとする者は、「第 1節1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書」(以下「設置手続」という。)の(1)から(3) の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とある のは、「浄化槽変更届出書(別記第5号様式)」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途建築基準法第6条第1項の規定に基づく計画変更申請書を建築主事に提出するものとする。

(1) 工場生産浄化槽

- ア 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- イ 処理対象人員の計算書
- ウ 日平均汚水量の計算書
- エ 設計計算書(51人槽以上)
- <u>オ</u> 浄化槽の周囲を鉄筋コンクリート造り等の構造物で確保する場合は、その構造図 及び構造計算書
- カ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- <u>キ</u> 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が 1 ㎡につき50kNを超える場合は,原則として提出)
- ク 浄化槽を駐車場下に設置する場合で、支柱を省略して設置しようとする場合は、 当該事項に関する一般財団法人日本建築センターの評定書及び浄化槽メーカーが 示した工事仕様書
- ケ 既設住宅において処理対象人員が人員算定基準の表による選定では明らかに実情に沿わないため、人員算定基準のただし書きを適用し、算定人員を減ずる場合は、「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書き適用願い(別記第5号様式)」

(2) 現場打浄化槽

- ア 処理対象人員の計算書
- イ 日平均汚水量の計算書
- ウ 有効容量計算書及び設計容量計算書
- 工 構浩計算書
- オ 主な設備及び各機器の仕様書(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- カ 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- キ 構造図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ク 送風機室の平面図、断面図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ケ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- コ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1 m²につき50kNを超える場合は、原則 として提出)
- サ 建築基準法第68条の26の規定により,構造方法について国土交通大臣の認定を受けたものについては,オ~クの県土木部建築課の審査済印の押印に替えて当該認定書の写し

3 市町村の経由

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては、市町村は、 次の事項について指導し、留意すべき事項があるときは、<u>浄化槽設置者</u>に意見を付するも のとする。

- (1) 生活排水処理計画に基づく指導
- (2) 合併処理浄化槽設置推進要綱等に基づく指導
- (3) 浄化槽整備事業に基づく指導
- (4) 放流先等その他

4 変更届等

浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする者は、次の手続を行うものとする。

(1) 浄化槽の構造又は規模の変更の場合

浄化槽の構造又は規模の変更((2)の軽微な変更を除く。)をしようとする者は、「第 1節1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書」(以下「設置手続」という。)の(1)から(3) の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とある のは、「浄化槽変更届出書(別記第6号様式)」と読み替えるものとする。

また,設置手続の(2)又は(3)の場合,別途建築基準法第6条第1項の規定に基づく計画変更申請書を建築主事に提出するものとする。

・「ア 型式適合認定書別添仕様書及び図面」では不十分 なため。(個別の浄化槽の寸法,容量が確認できない。他 県では以前から求めている。)

改正理由

- ・浄化槽を駐車場下に設置する場合に支柱を省略して設置 することが可能となったが、その場合に提出すべき図書を 追加
- ・130㎡以上の住宅であっても、ただし書き適用願いにより 5人槽とすることができるため、添付書類に「ただし書き 適用願い」を加える。

申請者は設置者に統一

様式号数の更生

現 行

なお、浄化槽工事に着手する前において、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建 築確認添付用)により届け出た工場生産浄化槽の機種の変更をしようとする者は、変 更の内容に係る図書を添付の上。(2)の軽微な変更の手続きによることができる。

(2) 共同省令第2条で規定する軽微な変更等の場合

共同省令第2条で規定する浄化槽の構造又は規模の軽微な変更をしようとする者は , 設置手続の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及 で「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽設置届出事項変更届出書(別記第6号様式)」 と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2) 又は(3) の場合、別途鹿児島県建築基準法施行細則(平成元年 鹿児島県規則第5号)第8条の規定に基づく設計変更届出書を特定行政庁に提出す るものとする。

なお、浄化槽技術管理者及び浄化槽管理者に係る変更については、「第5章第1節 1 浄化槽管理者の遵守事項 | の(8) 又は(9) の規定による。

(3) 設置届出書等提出後に浄化槽の設置を中止した場合

浄化槽の設置届出書等を提出した者が、当該浄化槽の設置を中止した場合は、設置手 続の1の規定に準じて、浄化槽設置中止届出書(別記第7号様式)を提出するものとす 3.

(新設)

5 使用休止(再開)届

浄化槽設置者又は浄化槽管理者は、浄化槽の使用を1年以上休止する場合は、その日 **5 浄化槽使用休止(再開)届出書** から30日以内に、保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて浄化槽使用休止 届出書(別記第8号様式)を3部(地域振興局保健福祉環境部等,指定検査機関用,設置者 用)、地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとし、使用を再開するときも同様とす る。

改 正 (室)

なお、浄化槽工事に着手する前において、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築 確認添付用)により届け出た工場生産浄化槽の機種の変更をしようとする者は、変更 の内容に係る図書を添付の上。(2)の軽微な変更の手続きによることができる。

(2) 共同省令第2条で規定する軽微な変更の場合

共同省令第2条で規定する浄化槽の構造又は規模の軽微な変更をしようとする者は, 設置手続の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「 浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽設置届出事項変更届出書(別記第7号様式)」と読 ・様式号数の更生 み替えるものとする。

また、設置手続の(2) 又は(3) の場合、別途鹿児島県建築基準法施行細則(平成元年 鹿児島県規則第5号)第8条の規定に基づく設計変更届出書を特定行政庁に提出す るものとする。

(3) 設置届出書等提出後に浄化槽の設置を中止した場合

浄化槽の設置届出書等を提出した<u>にもかかわらず</u>,当該浄化槽の設置を中止した者は、 設置手続の(1)から(3)の規定に準じて、浄化槽設置中止届出書(別記第8号様式)を提出・様式号数の更生 するものとする。

第2節 台帳整備等

1 総論

地域振興局保健福祉環境部等は、管内において設置された浄化槽についての台帳を備え、 常に更新するものとし、浄化槽情報共有システムを活用できるものとする。

浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始や管理者変更、使用休止、使用廃止等の事由が生じた ときには、保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて、地域振興局保健福祉環境部等 へ提出するものとする。

委託を受けた浄化槽保守点検業者は、各種報告書等の提出について、原則として、浄化槽 書をここに集約することで、設置届により設置された後の 情報共有システムを使用するものとする。

ただし、保守点検を委託していないなど、浄化槽情報共有システムを使用しない場合には る。 浄化槽管理者は地域振興局保健福祉環境部等へ3部(地域振興局保健福祉環境部等,指定 検査機関,設置者用)提出するものとする。

2 浄化槽使用開始報告書

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、その日から30日以内に、鹿児島県浄 化槽法施行細則(昭和61年鹿児島県規則第7号。以下「法施行細則」という。)第2条第 1項に規定する浄化槽使用開始報告書を提出するものとする。

3 浄化槽技術管理者変更報告書

浄化槽管理者は、処理対象人員501人以上の浄化槽にあって、環境省令第8条で定める 資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」という。)を変更したときは、変更の日か ら30日以内に、法施行細則第2条第2項に規定する浄化槽技術管理者変更報告書を提出す るものとする。

4 浄化槽管理者変更報告書

浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から 30日以内に、法施行細則第2条第3項に規定する浄化槽管理者変更報告書を提出するもの とする。

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を1年以上休止するとき(休止期間が事前に把握できず 休止する場合を含む。)は、その日から30日以内に、浄化槽使用休止届出書(別記第9号様 式)を提出するものとし、使用を再開するときは、同様に浄化槽使用再開届出書を提出すしのについても休止届を受理するものとする るものとする。

- ・文言の整理
- ・文言の整理(該当箇所削除)
- ・ 文言の整理
- ・台帳整備の重要性をふまえて、一つの節として新設する

改正理由

- ・地域振興局保健福祉環境部等で、台帳を常に更新するこ とを明記する。
- ・浄化槽情報共有システムで整備し、効率化を図る。
- ・第5章第1節の浄化槽管理者の遵守事項に記載されていた 使用開始報告書, 管理者変更報告書, 技術管理者変更報告 台帳整備に係る届と報告書を一括してわかりやすく表現す

- ・文言の整理
- 様式号数の修正
- ・改正浄化槽法を踏まえ休止期間が事前に把握できないも

現 行	改 正 (案) 改正理由		
<i>2</i> 17	なお、使用休止に当たっては、第5章第1節1の(9)に示す方法で清掃を実施し、浄化槽使用休止届出書に清掃の記録を添付するものとする。	<u> </u>	
 使用廃止届 浄化槽設置者又は浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止する場合は、その日から30 日以内に、保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて、浄化槽使用廃止届出書(別記第9号様式)を3部(地域振興局保健福祉環境部等、指定検査機関用、設置者用)、地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとする。 	使用廃止届出書(別記第10号様式)を提出するものとする。	・文言の整理 ・様式号数の更生	
台帳整備	(7 台帳整備 は,この節の冒頭へ移動)		
地域振興局保健福祉環境部等は,管内の浄化槽台帳を備えるものとする。	第3節 設置場所等		
8.2節 設置場所等	第3型 改画物所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。		
浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。	1 設置場所		
設置場所	(1) 規模及び処理方式に十分対応できる敷地があること。		
1) 規模及び処理方式に十分対応できる敷地があること。	(2) 雨水等により冠水しない場所であること。		
2) 雨水等により冠水しない場所であること。	(3) 放流先まで浄化槽の機能に支障がないように放流できる場所であること。		
3) 放流先まで浄化槽の機能に支障がないように放流できる場所であること。	(4) 飲用井戸から5m <u>(地盤面から3m以上の深さに埋設した閉鎖式井戸の場合にあ</u>	・建築基準法施行令第34条に記載あり	
4) 飲用井戸から5m以上離れていること。	<u>っては、1.8m)</u> 以上離れていること。		
5) 建築基準法第42条に規定する道路及び河川法第6条に規定する河川区域でないこと	(5) 建築基準法第42条に規定する道路及び河川法第6条に規定する河川区域でないこ		
。 (6) 浄化槽は,屋外に設置するものとし,やむを得ず屋内に設置する場合は,維持管理	と。 (6) 浄化槽は,屋外に設置するものとし,やむを得ず屋内に設置する場合は,維持管		
砂、存化情は、産外に改直するものとし、やむを待り至りに改直する場合は、維持管理 上支障のないような空間を設けること。ただし、食品等を扱う施設等については、屋内			
の設置は認めない。	屋内の設置は認めない。		
分のは、 の大きないでは、 のたないでは、 のないでは、	(7) 公共下水道又は流域下水道の処理区域でないこと。		

: 放流先 (1) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。	2 放流先		
(2) 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。	(2) 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。		
3) 適当な放流先がない場合	(3) 適当な放流先がない場合	・安易に地下浸透又は蒸発散を認めない。	
適当な放流先がなく、放流水を地下浸透又は蒸発散させる場合は、次によるものと	近傍に適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を地下浸透又は蒸発散させる場合	51951 12 1 2025 1145/M52B1 2 2 5 6 1 1	
する。	は、次によるものとする。		
地下浸透	ア・地下浸透		
(7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、地下浸透施設を設置するための十分な	(7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、地下浸透施設を設置するための十分		
敷地を有すること。	な敷地を有すること。		
(イ) 浄化槽からの <u>排水</u> であること。	(イ) 浄化槽からの <u>放流水</u> であること。	・文言の整理	
(ウ) 処理対象人員10人以下であること。	(ウ) 処理対象人員10人以下であること。		
(エ) 浸透性土壌であること。	(エ) 浸透性土壌であること。		
(t) 飲用井戸から水平距離で30m以上離れ、かつ、これを汚染するおそれがないこ	(t) 飲用井戸から水平距離で30m以上離れ、かつ、これを汚染するおそれがないこ		
₹			
(カ) 隣地から3m以上離れていること。(キ) 地域の実状に即した構造とすること。	(カ) 隣地から3m以上離れていること。 (キ) 地域の実状に即した構造とすること。		
(地下浸透施設の構造例)	(地下浸透施設の構造例)		
a 地下浸透部分の面積は、原則として処理対象人員1人当たり4㎡以上とするこ	a 地下浸透部分の面積は、原則として処理対象人員1人当たり4㎡以上とする	・文言の整理	
と。ただし浸透速度等を考慮し、問題がない場合は 2m²以上とすることができる。	こと。ただし浸透速度等を考慮し、問題がない場合は 2m ² 以上とすることができる。		
b 散水管はトレンチに埋設し、トレンチ内に均等に散水できる構造とすること。	b 散水管はトレンチに埋設し、トレンチ内に均等に散水できる構造とすること。		
トレンチの幅は50cm以上90cm以下、深さは60cm以上とし、トレンチの底部には15	トレンチの幅は50cm以上90cm以下,深さは60cm以上とし、トレンチの底部には		
cm以上の砂をしき、その上部に10cm以上の砂利で囲った散水管を敷設し、砂で埋	15cm以上の砂をしき、その上部に10cm以上の砂利で囲った散水管を敷設し、砂		
戻した部分は、15cm以上の覆土を行うこと。	で埋戻した部分は、15cm以上の覆土を行うこと。		
c 散水管の間隔は、散水管を中心として両側それぞれ <u>1m以上</u> とすること。散水管	c 散水管の間隔は、散水管を中心として両側それぞれ <u>1m</u> 以上とすること。散		
の次まりようと大型とその支援に飲いの、NTLよりまし	上数の法は日本とと土地とその本領に働いる。 NTTトナフェル		

水管の流入口から末端までの直線距離は20m以下とすること。

の流入口から末端までの直線距離は20m以下とすること。

行 d 散水管は口径10cm以上の有孔管とし、孔は管底に設けて孔径1cm 程度とする

現

- e 散水管流入部と管末に水位点検口を設けること。
- f 浸透部分に目詰まり等により浸透能力に支障を生じた場合は、トレンチの砂等 の交換を行うこと。

イ 蒸発散

- (7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、蒸発散施設を設置するための十分な 敷地を有すること。
- (イ) 浄化槽からの排水であること。
- (ウ) 隣地から3m以上離れていること。
- (エ) 地域の実状に即した構造とすること。

(蒸発散施設の構造例)

- a 蒸発散槽は鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の耐水材料で造り、かつ、土 圧及び水圧等の荷重に対し安全な構造であること。
- b 側盤は、地盤面(GL)から原則として10cm以上立ち上げること。
- c 蒸発散槽の表面積(垂直投影面積)は、一般砂の場合で日計画平均水量20%当 たり1m²以上の必要な面積とすること。
- d 蒸発散槽の内部構造は、表面積1m²当たり20%の蒸発量を確保 できる構造とする こと。
- e 蒸発散槽からの溢流を防止するため、蒸発散槽と連結した貯留槽を設けること。
- f 雨水が浸入しないように、蒸発表面を盛土し、中心から周囲に勾配を設けた構 造とし、中心部の盛土厚は、地盤面(GL)から10cm以上とすること。

第4章 工事基準等

第1節 工事基準

浄化槽の工事は、建築基準法施行会136条の3、共同省会第1条に規定する浄化槽工事の 浄化槽の工事は、建築基準法施行会136条の3、共同省会第1条に規定する浄化槽工事の ・「浄化槽の設計・施工上の運用指針」(2002年版編集国土 技術上の基準及び「浄化槽の設計・施工上の運用指針」(2002年版編集国土交通省住宅局建 技術上の基準及びガイドブックによるほか、次によるものとする。 築指導課,日本建築行政会議)によるほか,次によるものとする。

1 基礎調査

工事に先立ち, 地盤の許容応力度及び地下水について調査を実施すること。

2 基礎工事

(1) 測量等(処理対象人員51人以上の浄化槽の場合のみ)

工事に当たり、測量及びやりかたを行う場合は、原則として次によるものとする。

- ア ベンチマークは、木杭、コンクリート杭等を用いて移動しないように設置し、その 周囲に養生を行うこと。ただし、移動するおそれのない固定物がある場合は、これ を代用することができる。
- イ やむを得ずベンチマークを移設する場合は、工事関係者の承諾を受けた後、行うこ
- ウ 測量結果は、その都度記録すること。

(2) 水準目安表示線

浄化槽が水平に設置されていることを確認できる水準目安表示線を3カ所以上設け ること。ただし、これにかわるものを設けた場合は、この限りでない。

3 本体工事

(1) コンクリート

コンクリートの種類は、普诵コンクリートとし、原則としてレデーミクストコンクリ ートとすること。ただし、コンクリートが少量の場合は、現場練りコンクリートとす ることができる。

改 正 (室)

- d 散水管は口径10cm以上の有孔管とし、孔は管底に設けて孔径1cm 程度とするこ
- e 散水管流入部と管末に水位点検口を設けること。
- f 浸透部分に目詰まり等により浸透能力に支障を生じた場合は、トレンチの砂等 の交換を行うこと。

イ 蒸発散

- (7) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、蒸発散施設を設置するための十分な 敷地を有すること。
- (4) 浄化槽からの放流水であること。
- (ウ) 隣地から3m以上離れていること。
- (エ) 地域の実状に即した構造とすること。

(蒸発散施設の構造例)

- a 蒸発散槽は鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の耐水材料で造り、かつ、十 圧及び水圧等の荷重に対し安全な構造であること。
- b 側盤は、地盤面(GL)から原則として10cm以上立ち上げること。
- c 蒸発散槽の表面積(垂直投影面積)は、一般砂の場合で日計画平均水量20リット・文言の整理 ル当たり 1 m² 以上の必要な面積とすること。
- d 蒸発散槽の内部構造は、表面積1m²当たり20リットルの蒸発量を確保 できる構 ・文言の整理 浩とすること。
- e 蒸発散槽からの溢流を防止するため、蒸発散槽と連結した貯留槽を設けること
- f 雨水が浸入しないように、蒸発表面を感土し、中心から周囲に勾配を設けた構 造とし、中心部の盛土厚は、地盤面(GL)から10cm以上とすること。

第4章 工事基準等

第1節 工事基準

1 基礎調査

工事に先立ち、地盤の許容応力度及び地下水について調査を実施すること。

2 基礎工事

(1) 測量等(処理対象人員51人以上の浄化槽の場合のみ)

丁事に当たり、測量及びやりかたを行う場合は、原則として次によるものとする。

- ア ベンチマークは、木杭、コンクリート杭等を用いて移動しないように設置し、その 周囲に養生を行うこと。ただし、移動するおそれのない固定物がある場合は、これを 代用することができる。
- イ やむを得ずベンチマークを移設する場合は、工事関係者の承諾を受けた後、行うこ
- ウ 測量結果は、その都度記録すること。

(2) 水準目安表示線

浄化槽が水平に設置されていることを確認できる水準目安表示線を3か所以上設け ること。ただし、これにかわるものを設けた場合は、この限りでない。

3 本体工事

(1) コンクリート

コンクリートの種類は、普诵コンクリートとし、原則としてレデーミクストコンクリ ートとすること。ただし、コンクリートが少量の場合は、現場練りコンクリートとす ることができる。

・ 文言の整理

交诵省住宅局建築指導課,日本建築行政会議)は行政のため の指導書であり、浄化槽工事関係業者は所有していない。 ガイドブックは、上記書籍の内容をほとんど含んでいる。

改正理由

文言の整理

(2) コンクリートの打込み

ア 打込みに先立ち、打込み場所を清掃して雑物を取り除き、散水して型枠を湿潤状 能にしておくこと。

現 行

- イ 鉄筋,型枠等が移動しないように打ち込み,打込みは全周均等に行うこと。
- ウ 高所からコンクリートを流下する場合は、シュート等を利用すること。
- エ 打継ぎ場所は、水平に設けること。
- オ 静置及び適温養生を行い、コンクリートの凝結硬化が十分でない期間中は、型枠を はずさないこと。

4 附帯工事

(1) 電気工事

- ア 雷気設備は、雷気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52 号)及び内線規定(JEAC8001)によるものとする。
- イ 電気工事の作業に従事する者の資格及び義務は、電気工事士法(昭和35年法律第13 9号)によるものとする。
- ウ 浄化槽の電源配線は、他の回路と区別し、専用の開閉器を設けること。
- エ 地中電線路を直接埋設式により施設する場合は、土かぶりを車両その他の重量物の 圧力を受けるおそれのある場所においては1.2m以上、その他の場所においては60cm 以上とし、かつ、地中電線をコンクリート製その他の堅牢な管又はトラフに収めて 施設すること。
- オ 金属管を直接地中に配管する場合、厚鋼電線管を使用し、これに防水防食措置を講 ずること。
- カ 電路に施設する機械器具の鉄台及び金属製の外箱には、原則として接地工事を施す
- キ 硬質ビニール管による配線は、損傷を受けないよう防護策を講ずること。

(2) 送風機の設置

- ア 基礎はコンクリート又はこれと同等以上の効力がある構造のものとすること。
- イ 基礎は水平に保つとともに防振構造とすることとし、防振には、ゴム、スプリング
- ウ 送風機と配管との間に防振継手を設けることとし、防振継手は、ゴム管、ベローズ 管等とすること。
- エ 送風機は、容易に維持管理できる場所に設置すること。

(3) 水中ポンプの設置等

ア 水中ポンプの設置

水中ポンプは水平な平面に据え付けること。

- イ 叶出管の取り付け
 - (ア) 叶出管の荷重がポンプに直接かからないようにすること。
 - (イ) 汚水が水中ポンプに逆流するおそれがある場合には、叶出管に逆止弁を設ける 等,必要な措置を講ずること。
 - (ウ) 叶出管はなるべく曲部を少なくし、上がりや下りが大きい場合は、頂部に空気 弁を設けること。

(4) 配管等

ア配管

- (ア) 流入管及び放流管は短絡しない場所に設けるとともに、放流管は敷地内で雨水排 水管と合流させない等、逆流しない構造とすること。
- (イ) 放流管の口径は流入管と同径以上とし、勾配は1/200以上とすること。
- (ウ) 管の接続は漏水のないよう完全に行うこと。

(2) コンクリートの打込み

ア 打込みに先立ち、打込み場所を清掃して雑物を取り除き、散水して型枠を湿潤状 能にしておくこと。

改 正 (室)

- イ 鉄筋、型枠等が移動しないように打ち込み、打込みは全周均等に行うこと。
- ウ 高所からコンクリートを流下する場合は、シュート等を利用すること。
- エ 打継ぎ場所は、水平に設けること。
- オ 静置及び適温養生を行い、コンクリートの凝結硬化が十分でない期間中は、型枠を はずさないこと。

4 附帯工事

(1) 電気工事

- ア 雷気設備は、雷気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52 号)及び内線規定(JEAC8001)によるものとする。
- イ 電気工事の作業に従事する者の資格及び義務は、電気工事士法(昭和35年法律第13 9号)によるものとする。
- ウ 浄化槽の電源配線は、専用の開閉器を設けることとし、漏電回路にて保護されてい ・漏電回路による保護を明確化
- エ 地中電線路を施設する場合は、ケーブルを堅牢な管又はトラフに収めて、土被りを ・実熊等を踏まえ、直接埋設方式ではなく、管又はトラフ 60cm以上確保すること。
- オ 金属管を直接地中に配管する場合、厚鋼電線管を使用し、これに防水防食措置を講 ずること。
- カ 電路に施設する機械器具の鉄台及び金属製の外箱には、原則として接地工事を施す
- キ 硬質ビニール管による配線は、損傷を受けないよう防護策を講ずること。

(2) 送風機の設置

- ア 基礎はコンクリート又はこれと同等以上の効力がある構造のものとすること。
- イ 基礎は水平に保つとともに防振構造とすることとし、防振には、ゴム、スプリング
- ウ 送風機と配管との間に防振継手を設けることとし、防振継手は、ゴム管、ベローズ 管等とすること。
- エ 送風機は、容易に維持管理できる場所に設置すること。
- オ 必要に応じて、接地工事を行うこと。

(3) 水中ポンプの設置等

ア 水中ポンプの設置

水中ポンプは水平な平面に据え付けること。

- イ 叶出管の取り付け
 - (ア) 叶出管の荷重がポンプに直接かからないようにすること。
 - (イ) 汚水が水中ポンプに逆流するおそれがある場合には、叶出管に逆止弁を設ける 等,必要な措置を講ずること。
 - (ウ) 吐出管はなるべく曲部を少なくし、上がりや下りが大きい場合は、頂部に空気 弁を設けること。

(4) 配管等

ア 配管

- (ア) 流入管及び放流管は短絡しない場所に設けるとともに、放流管は敷地内で雨水排 水管と合流させない等、逆流しない構造とすること。
- (4) 流入管の勾配は「1/管径 (mm) | 以上とすること。
- (ウ) 放流管の口径は流入管と同径以上とし、勾配は1/200以上とすること。
- (エ) 管の接続は漏水のないよう完全に行うこと。

に収めることとする。 (建築課確認)

改正理由

接地工事を追加

・流入管の勾配について追加

現 行	改正(案)	改正理由
 (エ) 配管が荷重等により沈下、破損のおそれのある場合は、これらに対してトラフ等に収める等安全な構造とすること。 イ インバートます (ア) 流入管が方向を変える箇所、合流をする箇所及び直管部においては、管径の120倍以内のインバートますを設けること。 (4) 底部には、管径に適応したインバートを設け、汚物等が付着しにくい構造とすること。 (ウ) インバートますは、防臭及び雨水等が入らない構造とすること。 	 (オ) 配管が荷重等により沈下、破損のおそれのある場合は、これらに対してトラフ等に収める等安全な構造とすること。 イ インバートます (7) 流入管の起点、合流点、屈曲点にはインバートますを設けること。また、管路のますとます又はますと浄化槽流入口までの距離が管径の120倍を超えない範囲内でインバートますを設けること。 (4) 底部には、管径に適応したインバートを設け、汚物等が付着しにくい構造とすること。 (ウ) インバートますは、防臭及び雨水等が入らない構造とすること。 	
(5) その他 工場生産浄化槽の埋戻しには、浄化槽を傷つけないような土及び砂を用いること。	(5) その他 工場生産浄化槽の埋戻しには、浄化槽を傷つけないような土及び砂を用いること。 产化槽を駐車場下に設置する場合で、支柱を省略して設置しようとする場合は、一般財団法人日本建築センターの支柱省略に関する評定を取得した浄化槽でなければならない。 なお、この場合は駐車車両の制限等を明示した耐久性を備えた表示板をマンホール間に取り付けること。	
(別記第 <u>10</u> 号様式)を特定行政庁に提出するものとする。	ウ 原則として、浄化槽の近辺に給水栓を設けること。 第2節 工事完了報告 1 浄化槽工事業者は、浄化槽工事が完了したときは、7日以内に浄化槽工事完了報告書 (別記第11号様式)を特定行政庁に提出するものとする。 2 特定行政庁は、浄化槽工事完了報告書に基づき、必要に応じて浄化槽工事の完了検査を	・維持管理上給水栓が必要・様式号数の更生
実施するものとする。	実施するものとする。 3 特定行政庁は、前号の完了検査の結果、不適当なものについては、浄化槽工事業者に対	・様式号数の更生
第5章 浄化槽の維持管理 第1節 浄化槽管理者 1 浄化槽管理者の遵守事項 (1) 定期的に保守点検をし、浄化槽の正常な機能を維持するため、清掃を実施するもの とする。ただし、維持管理を自ら実施できない場合は、浄化槽保守点検業者及び浄化 槽清掃業者にその一部又は全部を代行させるものとする。	第5章 浄化槽の維持管理 第1節 浄化槽管理者 1 浄化槽管理者の遵守事項 (1) 浄化槽を使用する者は、環境省令第1条に規定された事項を遵守するものとする。 (2) 浄化槽管理者は、浄化槽の正常な機能を維持するために環境省令第2条及び第3条 で定める技術上の基準に従って定期的に保守点検及び清掃を実施するものとし、浄化 槽保守点検・清掃記録票を作成するものとする。 ただし、保守点検又は清掃を自ら実施できない場合は、浄化槽保守点検業者又は浄 化槽清掃業者に委託するものとする。 なお、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に委託しない場合は、自ら浄化槽保 守点検・清掃記録票を作成の上、保管するものとし、地域振興局保健福祉部等又は指 定検査機関から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。	
(2) 浄化槽の使用開始直前に最初の保守点検を行うとともに,使用開始の30日以内に, 鹿児島県浄化槽法施行細則(昭和61年鹿児島県規則第7号。以下「法施行細則」という。)第4条第1項に規定する浄化槽使用開始報告書2部(地域振興局保健福祉環境部等, 指定検査機関用)を,保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて,地域振興局保 健福祉環境部等に提出するものとする。	(3) 浄化槽の使用開始直前に最初の保守点検を行うものとする。	・使用開始報告書は、第3章2節へ移動し、使用開始直前に最初の保守点検のみを記載する。
(3) 処理対象人員501人以上の浄化槽にあっては、技術管理者を置かなければならないものとし、技術管理者は、維持管理状況について浄化槽維持管理カードを作成するものとする。		・技術管理者の定義を明記する。

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表(13/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
	(5) 浄化槽の使用開始や管理者変更、使用休止、使用廃止等の事由が生じた場合には、	・この節から第3章2節へ移動した浄化槽使用開始や浄化
	保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて、地域振興局保健福祉環境部等へ提	12 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -
	<u>出するものとする。</u>	,使用廃止等についても提出の義務を明記。
(4) 使用開始検査及び定期検査を受けるものとする。	(6) <u>法定検査を</u> 受けるものとする。	・文言の整理
(5) 前号の検査の結果、不適正と判定された場合等は、改善措置を講ずるものとする。	(7) <u>法定検査</u> の結果、 <u>改善を要する</u> と判断された場合等は、改善措置を講ずるものとする。 <u>なお、地域振興局保健福祉環境部等から改善報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。</u>	
(6) 受付確認された浄化槽設置届出書等を保存するとともに、維持管理に関する次の書類を3年間保存するものとする。 ア 使用開始検査及び定期検査結果判定通知書(指定検査機関が交付するもの) イ 浄化槽保守点検・清掃記録票 ウ 浄化槽維持管理カード(処理対象人員501人以上の浄化槽のみ) エ 浄化槽維持管理に関する契約書	(8) 受付確認された浄化槽設置届出書等を保存するとともに,維持管理に関する次の書類を3年間保存するものとする。 ア 法定検査結果書 イ 浄化槽保守点検・清掃記録票 ウ 浄化槽保守点検及び清掃に関する契約書	・簡潔にわかりやすく記載する。
(7) 浄化槽を使用する者は、環境省令第1条に規定された事項を遵守するとともに、次の事項を遵守するものとする。 ア トイレ使用後の洗浄水は、適正量(1人1日50リットル程度)とする。 イ トイレットペーパー以外のものを、使用しないものとする。 ウ 便器の清掃は、水又はぬるま湯で極力行い、塩酸等の浄化槽の正常な機能を妨げる洗剤等は使用しないものとする。	(削除)	((1)に移動しアイウは単独に関する事項なので削除)
(8) 技術管理者を変更したときは、法施行細則第4条第2項に規定する浄化槽技術管理 者変更報告書2部(地域振興局保健福祉環境部等、指定検査機関用)を、保守点検を委 託した浄化槽保守点検業者を通じて、変更の日から30日以内に地域振興局保健福祉環 境部等に提出するものとする。	(削除)	第3章2節へ移動
(9) 浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、法施行細則第4条第3項に規定する浄化槽管理者変更報告書2部(地域振興局保健福祉環境部等,指定検査機関用)を、保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて、変更の日から30日以内に地域振興局保健福祉環境部等に提出するものとする。	(削除)	第3章2節へ移動
	(9) 浄化槽の使用を休止するときは、あらかじめ清掃を実施するものとする。その際は、 汚泥等を全量引き出すとともに、洗浄に使用した水は再利用せずに、水道水等を使用し で張り水を行い、消毒剤を撤去するものとする。 なお、清掃を実施してその使用の休止を届け出た浄化槽については、使用を再開するま での間、保守点検、清掃の実施及び定期検査の受検を免除するものとする。	・浄化槽法の改正に伴い,使用休止に伴う清掃の方法等を 規定し,清掃を行った場合に保守点検等を免除する旨を規 定
第2節 保守点検 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の遵守事項 (1) 保守点検は、環境省令第2条に定める技術上の基準に従って行うこと。 (2) 浄化槽の保守点検を行う場合には、使用開始検査及び定期検査の結果を参考に行うも	 第2節 保守点検 1 <u>浄化槽保守点検業者の</u>遵守事項 (1) <u>浄化槽保守点検業者は、</u>環境省令第2条に定める技術上の基準に従って<u>,浄化槽の保</u> <u>守点検を</u>行う<u>ものとする。</u> 	・浄化槽の清掃については第3節で規定しているため削除 ・文言の整理
のとする。	(2) 浄化槽保守点検業者は、保守点検契約に当たり必要な保守点検回数や内容、保守点検料金等について、浄化槽管理者に十分な説明を行うものとする。	・浄化槽管理者とのトラブルを防止するため、事前説明について追加。
	(3) 浄化槽の保守点検を行う場合には、法定検査の結果を参考に行うものとする。	・文言の整理
	(4) 法定検査の結果、改善を要すると判断された場合等は、改善措置を講ずるものとする 。なお、指定検査機関又は地域振興局保健福祉環境部等から改善報告を求められた場合 は、速やかに報告するものとする。	・指導監督要領に明記されている行政による行政対応レベルⅢ II I の改善指導と指定検査機関による対応レベル0の情報提供及び改善提案に対する報告の義務付けを明記。

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (14/35)

	現	行				改 正(改正理由
				化槽管理者か	らの依頼に。	より,各種報告書等		が生じた場合には,浄 して,浄化槽情報共有 る。	・使用開始報告書の提出の詳細は第3章2節へ移動したの , 簡潔な表現で表すとともに, 浄化槽管理者変更, 使用休止 , 使用廃止等の事由の提出も追加する。
(3) 第1回目の保守点検 規定する浄化槽使用開始 ものとする。				(削除)					・第3章2節へ移動
(4) <u>浄化槽保守点検業者</u> ときは、 <u>浄化槽保守点</u> ともに、自らも3年間 ともに、自らも3年間 なお、交付に当たり、 き、浄化槽管理者に対	検・清掃記録票を作成 保存するものとする。 , 浄化槽保守点検業者	成し, その都度浄化 者は, 環境省令第5		<u>を含む。)</u> を作るものとする。 なお、交付に	作成し,そ <i>0</i> こ当たり,消	都度浄化槽管理者	に交付するとともに, は,環境省令第5条第		・浄化槽の清掃については第3節で規定しているため削除る。また、浄化槽保守点検・清掃記録票については環境省等第5条第2項の規定に合わせて「保守点検の記録」という意葉にする。
	検業者及び浄化槽清排 て,浄化槽保守点検・ 鹿児島県環境検査セン 法定検査を適正に実施	<u>帚業者</u> は, <u>浄化槽法</u> ・清掃記録票(電子 ノター)に送付する	らものとする。なお、送	また, <u>浄化村</u> <u>的記録)を</u> 指だ を適正に実施	曹保守点検業 定検査機関/	者は, <u>法定検査</u> の こ送付するものとす	効率化を図るため, <u>(</u> る。なお,送付された	保守点検の記録(電磁 と <u>同記録</u> は,法定検査 吏用するものとする。	・検査機関へは電磁的記録を送るとする。
(5) 浄化槽保守点検業者(守点検結果報告書(別) るものとし、次の各号(録(磁気データを含む。 なお、緊急を要する) ア 浄化槽に故障又は。 イ 浄化槽の適正な機能	記第 <u>12</u> 号様式)によりに該当する場合, <u>浄化</u> に該当する場合, <u>浄化</u> <u>)</u> を添付するものと ものは翌月10日を待た 異常があると認めた場 能の維持に支障が生し	9, 地域振興局保領 と槽保守点検・清掃 する。 たず, その都度提出 場合 こるおそれがあると	性福祉環境部等へ提出す 計記録票等維持管理の記 はするものとする。 認めた場合	点検結果報告 のとし、次の。 ものとする。 なお、緊急。 ア 浄化村	書(別記第 <u>1</u> 各号に該当 と要するもの 曹に故障又に 曹の適正な様	3号様式)により、 ける場合、保守点検 ける場合、保守点検 け、選月10日を待た は異常があると認め 後能の維持に支障が	地域振興局保健福祉地の記録(電磁的記録) の記録(電磁的記録) ず,その都度提出する た場合 生じるおそれがある。	環境部等へ提出するも を含む。)を添付する るものとする。 と認めた場合	
5) 浄化槽保守点検業者は、 水質・汚泥の検査を次表 様式)により1年分を翌年に、浄化槽管理者にはそ する。	長に基づき定期的に実 年度2月以内に地域打	施し,浄化槽維持 振興局保健福祉環境	管理報告書(別記第 <u>13</u> 号 意部等へ提出するととも	水質・汚泥の 様式)により 1	検査を次表り 年分を翌年	こ基づき定期的に実 度2月以内に地域打	施し,浄化槽維持管 長興局保健福祉環境部	、水、放流水その他の 理報告書(別記第 <u>14</u> 号 3等へ提出するととも 3年間保存するものと	・様式号数の更生
区分	51~300人槽	301~500人槽	501人槽~	区	分	51~300人槽	301~500人槽	501人槽~	
単独処理浄化槽	-	年1回以上	年4回以上		里浄化槽	_	年1回以上	年4回以上	
合併処理浄化槽	年1回以上	年2回以上	年6回以上	合併処理	里浄化槽	年1回以上	年2回以上	年6回以上	

現 行	改正(案)	改正理由
2 保守点検の回数 保守点検の回数は、法第10条第1項及び環境省令第6条の規定によるものとする。 ただし、処理対象人員が50人以下の浄化槽については、環境省令第6条第4項に規定する駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給の回数は、同条第1項及び第2項に規定する保守点検の回数と合わせて、浄化槽の種類や使用状況等に応じて、概ね年12回程度とする。	2 保守点検の回数 保守点検の回数は、法第10条第1項及び環境省令第6条の規定によるものとする。 ただし、処理対象人員が50人以下の浄化槽については、環境省令第6条第4項に規定 する駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給の回数は、同条第1項 及び第2項に規定する保守点検の回数と合わせて、浄化槽の種類や使用状況等に応じて 、概ね年12回程度とする。	
	3 保守点検は、次に掲げる項目について行うものとし、保守点検の記録を作成する際には、より詳細な状況について記録するよう努めるものとする。 1 水質検査項目 ① 水素イオン濃度指数 (pH) ② 汚泥比殿華 (\$V) ③ 溶存酸素量 (DO) ④ 残留塩素濃度 ⑤ 重明酸性窒素 ⑦ 水温 2 点検項目 ① 使用の状況 ② 躯体・スラブ・マンホール ③ 流入管・放流管 ④ ブロア・制御機器 ⑤ 循環装置・汚泥返送装置・汚泥移送装置 ⑥ 流量調整装置 ⑦ 各単位装置共通 一次 ② 好久性生物反応槽共通 1室 ⑨ 好気性生物反応槽共通 1 国体流動槽 ② ろ過槽 3 沈殿槽・処理水槽 ④ ボンブ槽 流入	・標準的な保守点検項目を追加し明確化する。

現 行	改正(案)	改正理由
3 保守点検についての留意事項 (1) 保守点検時においては、酸欠等の防止及び落下防止等の安全衛生に留意すること。	4 保守点検についての留意事項 (1) 保守点検時においては、酸欠等の防止及び落下防止等の安全衛生に留意すること。	
(2) 保守点検後は、マンホール蓋等を密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分行うこと。	(2) 保守点検後は、マンホール蓋等を密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を 十分行うこと。	
(3) 昭和56年6月1日以前に設置された旧構造基準に基づく浄化槽の放流水の水質基準は、通常の使用状態において、日間平均値がBODとして処理対象人員100人までは90mg/ リットル以下、101人から500人までは60mg/リットル以下、501人以上は30mg/リットル以下とする。	(削除)	・第2章第3節 構造基準の水質基準に56年以前の水質基準を移して、水質基準を集約させる。
第3節 清掃 1 浄化槽清掃業者の遵守事項 浄化槽の清掃は、環境省令第3条に定める技術上の基準に従って行う <u>こと。</u>	 第3節 清掃 1 浄化槽清掃業者の遵守事項 (1) 浄化槽清掃業者は、環境省令第3条に定める技術上の基準に従って、浄化槽の清掃を行うものとする。 (2) 浄化槽清掃業者は、清掃契約に当たり必要な清掃回数や内容、清掃料金等について、浄化槽管理者に十分な説明を行うものとする。 (3) 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を実施したときは、清掃の記録(電磁的記録を含む。) を作成し、その都度浄化槽管理者に交付するとともに、自らも3年間保存するものとする。 また、浄化槽清掃業者は、法定検査の効率化を図るため、清掃の記録(電磁的記録)を指定検査機関に送付するものとする。なお、送付された同記録は、法定検査を適正に実施し、浄化槽の維持管理に係る指導監督を行うために使用するものとする。 (4) 法定検査の結果、改善を要すると判断された場合等は、改善措置を講ずるものとする。なお、地域振興局保健福祉環境部等から改善報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。 	・浄化槽管理者とのトラブルを防止するため、事前説明について追加。 ・環境省令第5条第2項の規定に基づき定める。 ・第2節保守点検から浄化槽清掃業者の遵守事項を分離した事による転記。
2 清掃の回数等 浄化槽の清掃は、法第10条第1項及び環境省令第7条の規定によるほか、「浄化槽法の 運用に伴う留意事項について」(昭和61年厚生省環境整備課長通知)によるものとする。	2 清掃の回数等 浄化槽の清掃は,法第10条第1項及び環境省令第7条の規定によるほか,「浄化槽法の 運用に伴う留意事項について」(昭和61年厚生省環境整備課長通知)によるものとする。	

3 清掃についての留意事項

- (1) 清掃時においては、酸欠等の防止及び落下防止等の安全衛生に留意すること。
- (2) 清掃後は、マンホール蓋等を密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分 行うこと。
- (3) 汚泥等の収集運搬には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第7条に基づく一般廃棄物処理業の許可を必要とするので,自らこれについて許可を 受けていない場合は、当該許可を受けた者に収集運搬を依頼すること。

第6章 水質に関する検査

1 実施機関

知事の指定した機関

2 検査の趣旨

(1) 使用開始検査

浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月間に実施する検査であり、当該浄化 槽が適正に設置され、所定の機能を発揮しているか否かについて確認するために行うも のである。

3 清掃についての留意事項

- (1) 清掃時においては、酸欠等の防止及び落下防止等の安全衛生に留意すること。
- (2) 清掃後は、マンホール蓋等を密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分 行うこと。
- (3) 汚泥等の収集運搬には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第7条第1項に基づく一般廃棄物処理業の許可を必要とするので、自らこれについて許・文言の整理 可を受けていない場合は、当該許可を受けた者に収集運搬を依頼すること。

第6章 水質に関する検査

1 実施機関

指定検査機関

2 検査の目的

浄化槽の設置,機能,保守点検,清掃等の状況及び放流水の水質を確認することによ ・問題がある場合に,早期改善を図ることを明記するため り、浄化槽の設置状況及び維持管理状況を把握するとともに、問題がある場合には早期のに、検査の目的を追加。 改善を図ることを目的とする。

3 検査の種類

(1) 使用開始検査

浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月間に実施する検査であり、当該浄化槽 ・平成7年6月21日付け衛浄第33号厚生省水道環境部長通知 が適正に設置され、所定の機能を発揮しているか否かについて判断するために行うものに規定するとおりとする。 とする。

・法第57条に規定する名称とする。

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (17/35)

現 行 改 正 (室) 改正理由 (2) 定期検査 (2) 定期検査 毎年1回,浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか否か等について判断する 毎年1回、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断する ・平成7年6月21日付け衛浄第33号厚生省水道環境部長通知 ために行うものとする。 に規定するとおりとする。 ために行うものである。 4 定期検査の効率化 効率化検査の説明を加える。 定期検査を効率化するため、効率化検査を導入する。効率化検査は、定期検査の受検 率向上を図るために導入するものであり、「浄化槽効率化検査ガイドライン」に基づき , 基本検査, 採水員検査及びガイドライン検査を組み合わせて実施し、検査の省力化・ 効率化を図るものである。 3 検査の項目 5 検査の項目 (1) 使用開始検査(7条検査) (1) 使用開始検査 ア 書類検査 ア 外観検査 ・順番の入れ替え(基本検査、採水員検査と合わせる) (ア) 設置状況 (イ) 設備の稼働状況 (ウ) 水の流れ方の状況 浄化槽管理者が保存している保守点検の記録その他参考となる書類(電磁的記録を)・平成7年6月21日付け衛浄第33号厚生省水道環境部長通知 (エ) 使用の状況 (オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況 に規定するとおりとする。 含む。) (キ) 蚊、ハエ等の発生状況 イ 外観検査 イ 水質検査 (7) 設置状況 (4) 設備の稼働状況 (ウ) 水の流れ方の状況 (7) 設置状況 (4) 設備の稼働状況 (ウ) 水の流れ方の状況 (エ) 使用の状況 (オ) 悪臭の発生状況(カ) 消毒の実施状況 a 水素イオン濃度 b 透視度 c 塩素イオン濃度 (*) 蚊、ハエ等の発生状況 d 残留塩素濃度 e 生物化学的酸素要求量 ウ 水質検査 (イ) 二次処理に関する項目 (7) BOD(生物化学的酸素要求量) (4) 透視度 b 溶存酸素量 (ウ) 残留塩素濃度 (エ) p H (水素イオン濃度) (オ) DO (溶存酸素量) a 汚泥沈殿率 (カ) 塩化物イオン濃度 (キ) 活性汚泥沈殿率 ウ 書類検査 (ア) 浄化槽維持管理に関する書類 (2) 定期検査(11条検査) (2) 定期検査 ① ガイドライン検査 ア 外観検査 (ア) 設置状況 (イ) 設備の稼働状況 (ウ) 水の流れ方の状況 浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類(電 ・順番の入れ替え(基本検査,採水員検査と合わせる) (エ) 使用の状況 (オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況 磁的記録を含む。) ・平成7年6月21日付け衛浄第33号厚生省水道環境部長通知 (キ) 蚊、ハエ等の発生状況 (7) 使用開始検査結果 (4) 前回の定期検査結果 に規定するとおりとする。 イ 水質検査 (ウ) 保守点検・清掃の記録(保守点検・清掃の回数及び作業内容等) (ア) 放流水に関する項目 イ 外観検査(75項目) a 水素イオン濃度 b 透視度 c 残留塩素濃度 (7) 設置状況 (4) 設備の稼働状況 (ウ) 水の流れ方の状況 d 生物化学的酸素要求量 (エ) 使用の状況 (オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況 (イ) 二次処理に関する項目 (キ) 蚊、ハエ等の発生状況 a 溶存酸素量 ウ 水質検査 ウ 書類検査 (7) BOD(生物化学的酸素要求量) (4) 透視度 (ア) 浄化槽維持管理に関する書類 (ウ) 残留塩素濃度 (エ) p H (水素イオン濃度) (オ) DO (溶存酸素量) ② 基本検査 ア 書類検査 ・基本検査の追加(浄化槽効率化検査ガイドラインに沿っ 保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類(電磁的記録を含む。)などによて記載) り、事前に維持管理状況等の把握を行う。 (7) 使用開始検査結果 (4) 前回の定期検査結果 (ウ) 保守点検・清掃の記録(保守点検・清掃の回数及び作業内容等) イ 外観検査(39項目) (7) 衛生上の問題 (4) 維持管理の作業状況 (ウ) 悪臭の発生等 (エ) 設置及び使用状況 ウ 水質検査 (7) BOD (生物化学的酸素要求量) [性能の確認] (4) 透視度 (ウ) 残留塩素濃度 (エ) pH (水素イオン濃度) (オ) DO (溶存酸素量)

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (18/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
	③ 採水員検査 ア 書類検査 保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類(電磁的記録を含む。) などにより、事前に維持管理状況等の把握を行う。 (7) 使用開始検査結果(4)前回の定期検査結果(ウ)保守点検・清掃の記録(保守点検・清掃の回数及び作業内容等) イ 水質検査 (7) BOD(生物化学的酸素要求量)[性能の確認](4)透視度(ウ)残留塩素濃度	・採水員検査の追加(浄化槽効率化検査ガイドラインに沿って記載)
4 検査員の責務(1) 検査員は、使用開始検査及び定期検査を行うにあたっては、公正かつ客観的に行う ものとする。	6 検査員の責務 (1) 検査員は、法定検査を行うに当たっては、公正かつ客観的に行うものとする。	・文言の整理
(2) 検査の結果, <u>必要な改善について,まず現場で</u> 浄化槽管理者に対して助言を行うものとする。	(2) <u>法定検査の結果、改善を要する浄化槽については、必要に応じて</u> 浄化槽管理者等に 対し助言を行うものとする。	・必要に応じて助言することとする。また、保守点検業者 への助言も必要であるため、「等」を追加
5 検査機関の責務 (1) 水質に関する検査の趣旨の徹底及び受検率の向上を図るため,浄化槽管理者に啓発を行うこと。	7 指定検査機関の責務 (1) 法定検査について普及・啓発を図るものとする。	・文言の整理
(2) 水質に関する検査の依頼を受けた場合は、浄化槽管理者と日時等を打合わせ、遅滞なく検査を実施するものとする。 (3) 水質に関する検査の結果、当該浄化槽が法令に違反し欠陥が認められる次のような	(2) 法定検査については、検査日程を通知の上、必要に応じて浄化槽管理者と調整し、 遅滞なく検査を実施するものとする。 (3) 法定検査の結果、行政指導が必要な場合は、鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき	・実態に応じて文言を整理 ・指導監督要領に基づき行政指導が行われるよう明記する
場合には、知事に連絡するものとする。 <u>ア</u> 構造等の欠陥等があり、改善のために特に行政庁の措置が必要なとき。 <u>イ</u> 浄化槽の保守点検、清掃その他の問題があり、生活環境の保全上及び公衆衛生上特に行政庁の措置が必要なとき。	対応するものとする。	•

第7章 その他

別表(第1章 4関係)

左欄に掲げる区域においては、それぞれ次に掲げる機関が処理することとする。 ただし、鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成12年条例第7号)により、法に基づ

現 行

く事務のうち, 知事の権限に属する事務を市町村が処理する場合には, 当該区域の提出先及 | く事務のうち, 知事の権限に属する事務を市町村が処理する場合には, 当該区域の提出先及 び事務処理機関を地域振興局保健福祉環境部等から市町村とし、建築基準法第97条の2第 び事務処理機関を地域振興局保健福祉環境部等から市町村とし、建築基準法第97条の2第1 1項により、建築主事を置く市町村においては、同法施行令第148条に定めるものにつき 項により、建築主事を置く市町村においては、同法施行令第148条に定めるものにつき、当

, 当該区域の提出先及び事務処理機関を特定行政庁及び建築主事から市町村とする。

区域	地域振興局保健福祉環境部 等	特定行政庁及び建築主事
三島村 十島村	鹿児島地域振興局保健福祉	鹿児島地域振興局建設部
	環境部健康企画課衛生・環境	土木建築課
	<u>室</u>	
日置市 いちき串木野市	同上	鹿児島地域振興局建設部
		日置支所
枕崎市 南さつま市 南	南薩地域振興局保健福祉環	南薩地域振興局建設部土
九州市	境部衛生・環境課	木建築課
指宿市	同上	南薩地域振興局建設部指
		宿支所
薩摩川内市 さつま町	北薩地域振興局保健福祉環	北薩地域振興局建設部土
	境部衛生・環境課	木建築課
阿久根市 出水市 長島	同上	北薩地域振興局建設部出
町		水支所
霧島市(旧横川町及び旧牧	始良·伊佐地域振興局保健福	姶良・伊佐地域振興局建設
園町の区域を除く) 加治	祉環境部衛生・環境課	部土木建築課
木町 姶良町 蒲生町		
伊佐市	同上	姶良・伊佐地域振興局建設
		部大口支所
霧島市(旧横川町及び旧牧	同上	姶良·伊佐地域振興局建設
園町の区域に限る)湧水町		部湧水支所
鹿屋市 垂水市 東串良	大隅地域振興局保健福祉環	大隅地域振興局建設部土
町錦江町 南大隅町 肝 付町	境部衛生・環境課	木建築課
曽於市 志布志市 大崎	同上	大隅地域振興局建設部曽
町		於支所
西之表市 中種子町 南	熊毛支庁保健福祉環境部健	熊毛支庁建設部建設課
種子町	康企画課 <u>衛生・環境室</u>	
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所保健	熊毛支庁屋久島事務所建
	熊毛支庁屋久島事務所保健 福祉環境課	熊毛支庁屋久島事務所建 設課
奄美市 大和村 宇検村	7111 -2 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	72
奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界	福祉環境課	設課
奄美市 大和村 宇検村	福祉環境課 大島支庁保健福祉環境部衛	設課
奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界 町	福祉環境課 大島支庁保健福祉環境部衛 生・環境 <u>課</u>	設課 大島支庁建設部建設課

改 正(案) 第7章 その他

別表 (第1章 4関係)

左欄に掲げる区域においては、それぞれ次に掲げる機関が処理することとする。 ただし、鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成12年条例第7号)により、法に基づ

	i町村においては,同法施行令第 !機関を特定行政庁及び建築主事	
区域	地域振興局保健福祉環境部等	
三島村 十島村	鹿児島地域振興局	鹿児島地域振興局
ー四17 1 四17 日置市 いちき串木野市	保健福祉環境部健康企画課	建設部土木建築課
364444	Privelia lask sala ventan lan	A STATE OF THE STA
沈崎市 南さつま市	南薩地域振興局	南薩地域振興局
南九州市 指宿市	保健福祉環境部衛生・環境課	建設部土木建築課
薩摩川内市 さつま町	北薩地域振興局	北薩地域振興局
可久根市 出水市 長島 叮	保健福祉環境部衛生・環境課	建設部土木建築課
雾島市 姶良市 伊佐市	姶良·伊佐地域振興局	姶良·伊佐地域振興局
勇水町	保健福祉環境部衛生・環境課	建設部土木建築課
 重屋市 垂水市 東串良	大隅地域振興局	大隅地域振興局
け 錦江町 南大隅町	保健福祉環境部衛生·環境課	建設部土木建築課
肝付町 曽於市 志布志		
† 大崎町	the state of	No. of J. L.
西之表市 中種子町 南	熊毛支庁	熊毛支庁
重子町	保健福祉環境部健康企画課	建設部建設課
屋久島町	熊毛支庁	熊毛支庁
	屋久島事務所保健福祉環境課	屋久島事務所建設課
奄美市 大和村 宇検村	大島支庁	大島支庁
頼戸内町 龍郷町 喜界 町	保健福祉環境部衛生·環境 <u>室</u>	建設部建設課
恵之島町 天城町 伊仙	大島支庁	大島支庁
丁	徳之島事務所保健衛生環境課	徳之島事務所建設課
和泊町 知名町 与論町	同上	大島支庁建設部建設課

・実際のエリアと機関に訂正

改正理由

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表(20/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
附 則 (平成16年10月8日一部改正)	附 則 (平成16年10月8日一部改正)	9(
この要領は、平成17年4月1日から施行する。	この要領は、平成17年4月1日から施行する。	
この安原は、十成17千年月1日から旭日する。	この女際は、一次ローキカエロから応信する。	
四 四 (亚中01/三0 日00日 - 如7/七二)	PL PL (7F-2017 9 POOL 3774-7)	
附 則 (平成21年2月20日一部改正)	附則(平成21年2月20日一部改正)	
この要領は,平成21年4月1日から施行する。	この要領は、平成21年4月1日から施行する。	
附 則(平成27年6月2日一部改正)	附 則 (平成27年6月2日一部改正)	
この要領は,平成27年7月1日から施行する。	この要領は、平成27年7月1日から施行する。	
	附 則 (年 月 日一部改正)	
	この要領は, 年月日から施行する。	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表(21/35)

	現 行	Ť				改	正(案)			改正理由
		-					27.47			・改元に伴い、平成を削除
別記第1号模式				別記第1	导模式					
	t as Helder verifie		Ae		浄 化	曹の販売	に関す	る届出	書	
7# 1L 1	事の販売に関	1 4 0 111 11	廿							
									年 月 口	
		平成	‡⊏ Л H	(exte	e I T in III Anate	₽n.			T 20 1	
。此是島県知事	De			.71	尼島県知事	双				
	居山	所。				届出者	のでは、ま		***************************************	
	届 山 者 信 (治人にあっては たる事務所の所	在地				、たる事務	所の所と理			
							102		540	
	<u> </u>	<u> </u>	fil fil			(法人にあ (名称及び	2 CBT			
	(名称及び代表者) 田	· J				し 名称及び	代表者」 電 話			
	54	Presentation					-7			
暗称又は登録商標			7	市生業	外又は登録 <mark>商標</mark>				1	
名称			0	100.9	名称				-	
岩 居在 胞				堂					-	
*				業	所 在 地					
所 (電話番号)				197	(電話香号)					
担当責任者名					担当責任者名					
版 名 称	DÎ YE	地	電話番号	HK	名 称	Ðĩ	7ti	地	電話番号	
売				宛						
代				代						
押				埋						
折				店						

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (22/35)

現 行	改正(案)	改正理由
		・改元に伴い、平成を削除
划記第2号様式	別記第2号様式	
浄 化 槽 構 造 審 査 願	浄 化 槽 構 造 審 查 願	
平成 華 月 日	午 月 口	
原児高県建築主事 凝	廖児島県建築主事 殿	
Professional Control of the Control		
政员 者任所	敦置名住所	
15、 老		
	300 000	
育化槽を下記のとおり設置したいので、構造について審査順います。	浄化槽を下記のとおり設置したいので、構造について審査順います。	
-5		
ਜ਼ਿਲ	礼	
	F	
设置杨.近	設置場所	
建築物用途	建築物用途	
処理方式	处理方式	
处 坦 能 力	処理能力 人植 m²/口	
祥 造	待	
各 档 客 最	消 市 方 法	
	交 付 概	
	年月 日 主 事 「孫 」 及 「孫	
巨 刀 H 主 书 條		

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (23/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
九 11	以 工 (木/	・改元に伴い、平成を削除
	划注第3号様式	
別記第3 号樣式		
浄化槽構造審查通知書	浄 化 楷 構 造 審 査 通 知 書	
<u> 4.</u>	年 月 F	
缺	松	
鹿児島东建築主事	夏月島県建築主事 ①	
	= 500 C 3 (500 F) (400 C) (400 C) (400 C) (400 C)	
下記の浄化槽について、審査の結果、昭和55年建設省告示第1292号の構造基準に適合し	下記の浄化構について、答響の結果、昭和55年建設省告示第1292号の構造基準に適合し	
ているので通知します。	Change Statement Control and C	
Cr System Cars.	ているので通知します。	
記		
ř.	和	
V 170 MT W 77		
1 設 置 場 防	1 改 茂 場 別	
2 構造区分及び処理方式	2 構造区分及び処理方式	
3 处 埋 能 力	3 処 與 能 力	
	SUPER STREET, BROOK AND LOOK	
4 審査番号及び審査任力量	4 審査番号及び審査年月日	
	The same of the sa	
5 そ の 他	F 7 10 10	
	5 そ め 化	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表(24/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
別記第4号採式 設置に呼べる	別記第4号様式 表置正例名	・改元に伴い,平成を削除 ・駐車場下への設置状況の確認欄を追加
模 校 付 等 号 受付印・受付日	環 食 付 番 号 食付印・食付日	
浄 化 曹 設 置 届 出 書(浄化構法第5条) 浄 化 曹 審 査 書(建築命設添付用) 平成 年 月 L	净 化 槽 設 置 届 出 書(浄化櫝法第5条) 浄 化 槽 審 查 書(建築確認添付用) 年 月 □	
要児島県新事 特定行政庁	鹿児島県知事 特定行政庁	
設置者 <u>住所</u> 2020 氏名 即 <u>電部</u> (法人にあっては、名称及び代表者名を記人)	改置者 住所 127	
計算 2	設置場所: 第1年級トへの設置: 第1年級トへの設置: 第1年級トへの設置: 第1年級トへの設置: 第1年級トへの設置: 第1年級トラン製造: 第1年級トラン製造: 1 11数対象 2 11数対象外 2 11数対象 2 11数対象外 2 11数対象 2 11数対象外 2 11数対象 2 11数対象外 2 11数対象 2 11数数数 2 11数数数数 2 11数数数 2 11数数数数 2 11数数数数数数数数	
大型性が水水点 一学版の水水点 大型版の水点 大型版の水点 大型版の水点 大型版の水点 大型版の 大型版の		
	処理能力 1 平均形水戸 m/ 1 000除土土 場 体図番号 製 年度販売 放流水のDD m/ 8 営 約 事 項 放流 2 側落・水路・河川・蒸篭数・その他() 1 世界の内に関わる飲みまた土地産ので見る。	
着 ・ 〒足口 平成 「・ 月 コ 使用東始・定口 平成 年 月 コ 2 次示でを示す口が示するには * 2 都でか 疾病 ぶつ・ (在)デ	数流方法 F 終・ポンプ・その他(
正 八名 印 守 八名 江 申 福計 点 福計 第 知乎發熱容号 第 每 每 如乎發熱容易 第 每 表 次何管理者 章 (届出数字) 章 (晚・次名)	氏名 日 日 日 日 日 日 日 日 日	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表(25/35)

現行	改 正 (案)	改正理由
	. = ***	・別記第5号様式の追加
	別記第5号機式	
	¶: 从 目	
	鹿児島県知事 殿	
	'在 (17) 告书 第	
	停化槽設置者 住 所 氏 名	
	K d	
	・戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準の ただし書き適用騒い	
	下記の住宅に設置する浄化槽については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理	
	対象人員算定基準 (JIS A3302)」に基づき7人槽が必要になりますが、実際の使用状況から見て明らかに実情に添わないため、同算定基準のただし書の適用をお願いしま	
	1 √1.	
	なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、設置者自らの責任に おいて対応することを確約します。	
	記	
	PL.	
	1 設置場所	
	2 住宅及び工事の種別 増築 ・ 改築 ・ なし(既存) (資家でないこと)	
	3 既設浄化槽の有無 有 () 人槽 ・ 無	
	4 住宅の近内面積 ㎡	
	5 台所数 (≤ 1) 台所数 — 筐所 浴宝数 (≤ 1) 浴宝数 = 筐所	
	6 居仕人員 (≤3) 実居生人員 将来の見込み 人 人	
	7 最大水道使用录 1 (1 (1)) 7	
	《≦1,0000 / 目) ※備考	
	をだし書き適用により 5 人槽 採用する人間 ・ 井戸水使用のため最大水道使用量が確認できない場合は、備名欄に 井戸水使用」	
	と記入する。	
	・最大水道使用量が 1,0000/日を超える月がある場合に、浄化槽への流入水星が 少量であることが明らか発場合は、その理由を備考欄に配入する。	
	A SECTION OF A CONTROL OF A CON	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表(26/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
		・改元に伴い、平成を削除
TOWNS BUT I		・様式号数の整理
別計第5分様式	別記第6号様式	・指定検査機関確認済印欄の追加
議 役付申・役付	源 受付印・受付日 深 受付印・受付日 町 受付印・受付日 着家旅客複関金落新印 近	
部 部	部 部 村	
局		
× n = 0 = 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	M N M R = 11 11 4	
浄化槽変更届出書 平成 年 月 日	浄化槽変更届出書	
_	年 月 口	
	鹿児島兵知事 特定行政庁	
19 AL (1983)	11/E11/X/1	
設置者 作所	没置者 住所	
近在 近名 A	5.#†	
光 话	電話 电	
(法人にあっては、名称及び代表者名を記人)	(治人にあっては、名称及び代表者名を記入)	
A& 力・速のは発生力を用しまってから A& 力・進いを使ってかけいります。		
浄化槽の構造又は規模を変更したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次の と約9届が出ます。	浄化槽の精造又は規模を変更したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次の とおり届け出ます。	
设置場所	改 置 揚 所	
設置局所年月日 年 月 日	設置加田年月日 年 月 日	
変更の内容及び理由	変更の内容及び理由	
管 ③工場生産浄化槽 ②現場打ち春化槽 付近見取図	延 ③工場生産浄化療	
審查済番号() (方位、目標物を明示)	音点注意 13.5.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	
/-9-名() 審正 作月日()	メーカー名() 容衣平月口()	
順里 式() 処理方式(第 第 5) 建物の用館	園里 表() 処理方式(第 第 号)	
短性対象人員 実施用人目 人	建物の用途 質べ面積 nf 契理対象人員 実使用人具 人	
処理对象人員算定式	处理对象人员算定式 ————————————————————————————————————	
处 班 能力 1平均的水量 m// 300除主率 第	50. Til 報 力 目平均污水八	
放流 * が (別本 * 水水・河川 *	 処理能力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
数 35	放 簿 矢 側溝、水塔・河川・蒸売敷・その位() 放焼方法 自然・ボンブ・その位()	
次子等自 (2)转 45 日 日 特田州原文集日 80款 47 日 日		
	第上2次日 4月日 作用開始2次日 4月日 地図辞号 製 年度販5	
住所	住所	
北 幸語 点 電話	工 氏名 - 印 - 守 氏名 - 印	
共 知事意録番号 第	采 知事徐祥锋号 第	
者 (尼巴香号) 集 技術管理者	者 (品出番号) 衆 技術管理者	
示すること。	注)付近の見取図は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標とたる物件を明 示すること。	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (27/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
別記第6号读式	別記第7号様式	・改元に伴い、平成を削除 ・様式号数の整理 ・法定検査機関→指定検査機関
交付用・交付日	交付印・交付日 交付印・交付日 	
浄 化 楢 設 置 届 川 事 項 変 更 届 川 書 <u>平成</u> 年 月 ョ	净化槽設置届出事項変更届出書 4 月 日	
庭児高県知事 殿 特定行政庁	應児島原知事	
作 財 定部替号 氏 名 ロ (法人にあってに、2 (新女び代表者の氏名)	<u>作</u> 所 電話番号 氏 名 <u>国</u> (法人にあっては、名 (称及び代表者の氏名)	
分化性の設置届出事項について、次のとおり変更をしたので居占をします。 市 町 ・	浄化槽の設置局出事項について、次のとおり変更をしたので届出をします	
存化物の改造器所 郡 村 番地	浄化槽の設置場所 市 町 各地 村	
事 変 見 前 項 変 見 後	事 変 見 前	
	項 変 更 後	
※ 平 6 0 4 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2	京事務処理欄 第 分 (交付番号及代類等の属出生月口) 年 月 日	
※ 雇出者において極力に入すること		

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (28/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
<u>数</u> 1J	以 丘(糸)	・改元に伴い, 平成を削除
別記第7号株式	別犯第8号様式	・様式号数の整理
	景行自・受付日 「景付印・受付日 「景付日」 横き巻き装置る落着自	・法定検査機関→指定検査機関
受付印・受付日 受付印・受付日 安付印・受付日 安全化立来基准多常等 標	(集) (市)	
境 策 即	境 報 町	
部 (a) (b)	高	
76		
净化槽設置中止屆出書	浄 化 榊 設 置 中 止 届 出 書	
平位值以 區 小 並 川 古 平成 午 月 日	年 月 日	
10 000 500		
度// 息原知事	魔児島県知事 殷	
	30 H2	
ft. ĕ [†]	住 昨	
電話番号	電評番号	
LC 2 <u>P</u>	氏 名 前	
氏 2 (法人にあっては、名 (称及び代表者の六名)	氏 名 印 (法人にあっては、名 (森及び代表者の氏名)	
浄化槽の設置工事を中止したので、次のとおり届出をします。	浄化槽の数置工事を中止したので、数のとおり温用をします。	
設置(変更)漏出年月口	設置(変更)届出年月日	
NAME OF THE PARTY	成邑(汉文/通川于方川	
設置 揚 前	50. 598 ur ur	
NA IC. 707 (71	改 置 揚 所	
型 式 · 現 複	-	
22 25 * 30 to	型 式 - 私 模	
工事中止年月日		
T # 11 II 1 1 1	亡事中此年月日	
※ 事務処理 欄 第 55		
※ 事務を理機 が ジング (公)	※ 事務 処 理 棚	
<u>学版</u>	下 月 I	
※ 雇用者において極力記入すること	N. Edward and the h	
	※ 届出者において極力記入すること	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (29/35)

	現 行	改 正 (案)	改正理由
別記第8号條式 浄 化 槽	「使用休止(再開)届出書 <u>「或</u> 辛 Л н	別記第9号様式 浄化槽使用休止(再開) 届用書 年 月 B	・改元に伴い、平成を削除 ・様式号数の整理 ・浄化槽法改正に伴い、「清掃の年月日」「消毒剤の撤去 」欄の追加 ・「再開の理由」の追加
連児島 県知 平	殿	度见品质如事	
	作 が 性評析方 成 名 問 法人にあっては、名 称及び代表者のに名。	氏 名 即 法人にあっては、名 (新及び代表者の氏名) 浄化権の使用を休止(再集)したので、浄化権が第11条の2第1項(第2項)の規 定により次のとおり届用をします。	
	用)したので、次のとおり届出をします。 市 町 番地 都 列	市 町 1 設置場次の地名印巻 番地 郡 村	
2 使用体止の年月日及び 使用再開の年月日	使用休止 <u>半或</u> 年 月 ロ 使用再開 <u>平成</u> 年 月 日	2 使用体止の年月日及び 使用再開の年月日 使用再開 年 月 日 3 処理の対象 (貸し尿のみ 貸し尿及び贮排木)	
3 処理の対象 4 休止の理由 (当集時は不要)	①し尿及び雑却水	4	
※ 事務知理欄 (対応対及の過ぎの間1年月11) ※ 届用者において極力記入	<u>半速</u> 年 月 ロ	(再開時は不要) 激 立者の氏名又は冬春 6 休止 (中間) の即由	
		※ 寺 務 処 期 額 (公付約5枚(成資の場出作月中) 年 月 日 ※ 届出者において極力記人すること	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (30/35)

	改 正 (案)	改正理由
が記第95様式 浄 化 槽 使 用 廃 止 届 出 書 <u>空成</u> 年 月 ロ	別記第10分松式 浄化槽使用廃止届出書 年 Л Н	・改元に伴い、平成を削除 ・様式号数の整理 ・条ずれに対応するための改正
連児島県知 事	厦万島県知事	
起日者 作 所 氏 名 印 (法人にあっては、名 (殊及び代表者の氏名) 電話番号	福山者 位 所 <u>八 名</u> (記人にあっては、名 (新及び代表者の氏名 電話番号	
浄化档の使用を廃止したので、浄化槽法第 1 1条の 2 の規定により次の上おり届け出ます。	浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により次のとおり届け出ます。	
市 町 1 設置場所の地名地番	市 町 1 設置場所の地名地番 番地 村	
2 使用廃止の午月口 平成 午 月 口	2 使用廃止の年月日 - 年 月 日	
8 処理の対象 - ①し尿のみ - ②し尿及び紫排木	3 処理の対象 ①し录のみ ②し尿及び解排水	
4 廃止の唯山	4 廃止の理由	
※ 事 務 処 拜 欄 第 5 (交付銀5及次規管が帰止年月口) ・	※ 事務処理欄 (交付番号及C保護の配子年月日) 年 月 日	
※ 届出者において核力記入すること	※ 届出者において極力記入すること	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (31/35)

現 行	改正(案)	改正理由
	21 = 411	・改元に伴い,平成を削除
別記第10号様式	別記第11号様式	・様式号数の整理
浄 化 槽 工 事 完 了 報 告 書	浄化槽工事完了報告書	
平成 年 月 日	年 H П	
	149 235 600	
特定行政 <u>庁</u>	特定行政庁 殿	
<u> </u>		
产化槽 U事業者 氏 名 即	t n	
	浄化構工事業者 <u>表 名 </u> <u>名</u> <u>月</u>	
電話錄写	- 柔紅素号	
<u> </u>	知事必録,届自委员	
	ER 2 2000/04/20 No 20 20 1 2 32 94 1 204	
下記のとおり、浄化権工事を完了したので報告します。 設置届出又は 3/45 の 1 日	下記のとおり、浄化槽工事を完了したので報告します。 設置届出又は 00 H B	
設置者名	設置者名	
設置場所 泛 程 香 分 第	設置場所 受 埋 番 号 第 号	
建築物の 処理方式及び	建築物の 処理方式及び	
名称·川途 概 類 浄化槽の (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	名称・用途 種 類	
規 模 ^{八位 1117日} 浄化槽設備士名	規模 大槽 前7日 経験事 した 印	
□ □ 〒完了 一 一 一 一 一 一 一 一 一	工事完了 毎 川 開 始 年 川 日 年年月日 年 川 日 予定年月日	
- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中年7月	
《工事写真》	〈工事写真〉	
$ \Phi $		
医	Œ	
遊	32	
ACCOUNT OF THE PROPERTY OF THE	1 Mex	
村	打	
<u>∆</u> i	ž	
7E	第	
£		
時	I†	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (32/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
		・改元に伴い、平成を削除
2	<u> </u>	
本		
(4)		
lid	相	
付	4	
光	元 元	
T		
F		
3	(3)	
C C	12	
丰	 	
統	龙	
T		
F∜	f÷	
浄化槽(事完了報告書を受理しました。 <u>平成</u> 年 月	浄化槽 (市完了報告書を受理しました。	
ーー	FID.	
作者。「中年長は、「中名、作事したYPIC世状語「名及び保護学」ルトを無板に記入し すること。	して保診 (権令) 「尹子共は、「皇者、死尹した神氏性攻軸工者及び撮影平月日を急収に祀へして撮影 対ること	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (33/35)

現 行		改 正 (案)	改正理由
5/U 13		文 业 (木/	・改元に伴い、平成を削除 ・様式号数の整理
別主第113條式		別記第12号模式	
浄 化 槽 工 事 改 善 通 知 書		浄 化 槽 工 事 改 善 通 知 書	
	第	第 号 年 刀 H	
模		/杀	
鹿児島県知事	th		
連見鳥具浄化神事務取扱要領第4章の規定に基づく第子権権の結果 認められるので改善されるよう通知します。	支、下記の点が不備と	選児島県浄化植事務以散要領第4章の規定に基づく完了検査の結果、下記の点が不備と 認められるので改善されるよう通知します。	
BL.		ã ₂	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (34/35)

現 行	改 正 (案)	改正理由
	9A 11- (/A/)	・改元に伴い, 平成を削除 ・様式号数の整理
別記第12号様式	別記第13万松式	(A) 200 年在
净 化 槽 保 守 点 検 結 果 報 告 書	净化槽保守点検結果報告書	
平成 午 月 片	年 月 日	
	20 124 20	
馬児島県知事 - 殿	奥 ///>	
住 所	(ti. 197	
CP26-2-5		
電話番号	電話番号	
氏 名 印 生人にあっては、名	p- // En	
「法人にあっては、名」	<u>氏 名</u> (法人にあっては、名)	
、弥及び代表者の氏を	株及び代表者の氏名。	
平成 年 月分の保守点検結果について、次の上おり報告します。	年 月分の保守点検結果について、次のとおり報告します。	
A1 1 1 1 A 1 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1		
保守法檢実施浄化槽 合併 ③ 基 洋独 ② 基 合計 ③ 基	保守点検実施行化槽 合併 ①	
異常等のある浄化槽 合併 第 基 岸独 ⑤ 基 合計 ⑥ 法	八津等のある行化槽 合併 ①	
	1972 (2004) 1973 (
異常等の割合合併 劒 % 単独 8% % 合計 8% %	及常等の割合合質 (新 % 単純 34 % 合計 (新 %	
# 14 3 0 M G G 10 St 70 = 70 G G 70 G M	異常等の割合合質額 % 単純線 % 合計額 %	
other and		
備考	(有 考)	
注1) 1月分を翌月10日までに、地域振興局保健福祉環境部等へ提出すること。	注1) 1月分を翌月10日までに、地域振興局保健福祉環境部等へ提出すること。	
注2)	注2) 異常等のある浄化槽(第5章第2節1万ア、イ)については、保守点検記録票を	・浄化槽維持管理記録カードの廃止に伴う修正
<u>鋏カード</u> を添付すること。	添付すること。	证 [[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [
(異常等のある浄化槽の判断基準)	(異常等のある浄化槽の判断系準)	
検 査 項 月 報告の判断基準	検査項目報告の判断基準	
水 透視度 <u>合併 7 度以下</u>	水 透 礼 度 <u>合 併 7 度 以 下</u> 当 神 5 度 以 下	
「	10 Ma	
湯 水 認められる	海 水 認められる	
そ 冠 水 認められる	そ 冠 木 認められる	
の 機器故障 認められる	の 機器 故障 認められる 他 ばっ気停止 認められる	
他 ばっ気停止 認められる 要 剤 補給されていない	他 ばっ気停止 認められる 変 剤 補給されていない	
要 剤 補給されていない	75 77 High says \$ 3 76	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (35/35)

現 行	改正(案)	改正理由	
24 17	9/4 344 (//4/	・改元に伴い, 平成を削除 ・様式号数の整理	
队記第13号標式	別記第14号様式		
冷化槽維持管理報告書	浄化槽維持管理報告書		
<u>学成</u> 年 月 日	年 月 口		
魔児島原知事 殿	夏月島 長知事 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
住所又は所在地 保守点檢業者 氏名又は名称 (代表名名) 印	作所又包括在建 保守点検業者 氏名文性名称 (代表者名) 印		
 浄化槽の維持管理状況について、次のとおり報告します。 設置者名 設置場所	浄化槽の維持管理状況について、次のとおり報告します。 設置素名 設置場所		
处理方式 处理对象 單 独 · 合 作 如理人口及び	処理方式 処理対象 単 独・合 芽		
	処理能力 人種 面/日 処理水量 人 面/日		
<th a="" color="2" color<="" rowspan="2" td="" to=""><td>1 水質試験約果 東 山 流入水 減の気管 </td><td></td></th>	<td>1 水質試験約果 東 山 流入水 減の気管 </td> <td></td>	1 水質試験約果 東 山 流入水 減の気管	